BZ-7-22
1201000389115

昭和三十七年五月

第四十回（通常）国会

参議院内閣委員会審査要録

参議院内閣委員会調査室

目次

第一、本国会の概況と内閣委員会の審査概要……1
第二、内閣委員……3
第三、付託法律案審議経過表……5
第四、付託法律案概要……13
一、行政組織関係……17
行政組織関係法案の審査概要……17
（成立したもの）
1. 総理府設置法等の一部を改正する法律案……20
2. 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案……25
3. 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案……27
4. 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案……30
5. 法務省設置法の一部を改正する法律案……32
6. 外務省設置法の一部を改正する法律案……34
7. 大蔵省設置法の一部を改正する法律案……37
8. 文部省設置法の一部を改正する法律案……39
9. 厚生省設置法の一部を改正する法律案……44
10. 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案……52

国立国会図書館蔵書
I種
W
1201000389115

1. 運輸省設置法の一部を改正する法律案……57
2. 労働省設置法の一部を改正する法律案……61
3. 建設省設置法の一部を改正する法律案……64
4. 自治省設置法の一部を改正する法律案……70
（衆議院で継続審査になつたもの）
5. 農林省設置法の一部を改正する法律案……73
6. 中小企業省設置法案……75
（本院で審査未了となつたもの）
7. 郵政省設置法の一部を改正する法律案……76
（附）(1) 臨時行政調査会委員……77
(2) 第四十回国会において、政府提出法律案にもとづく各行政機関の主なる機構改組一覧表……78
(3) 第四十回国会における各行政機関定員増減一覧表……86
二、給与関係……93
給与関係法案その他給与関係の審査概要……93
（成立したもの）
1. 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案……95
（附）
(1) 暫定手当の人事院勧告に関する調査資料……101
(2) 年度末に支給される特別手当に関する調査資料……107
三、恩給、共済関係……111
恩給関係法案の審査概要……111
（成立したもの）
1. 恩給法等の一部を改正する法律案……113
（附）
(1) 公務員給与改定に伴う恩給額改定の経緯……124
2. 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案……127
3. 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案……135
四、防衛関係……143
防衛関係法案の審査概要……143
（成立したもの）
1. 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案……145
（附）
(1) 昭和三十七年度防衛庁予算……150
(2) 第二次防衛力整備計画の概要……156
五、その他……161
（衆議院で継続審査となつたもの）
1. 行政不服審査法案……161
2. 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案……161

第五、付託請願審査概要 …… 165
第六、国政調査 …… 168
1. 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 …… 168
2. 国の防衛に関する調査 …… 168
3. 現地調査 …… 169
第七、他の委員会に付託された関連法律案等 …… 173
一、関連法律案等審議経過表 …… 173
二、関連法律案等の概要 …… 177
（成立したもの）
1. 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案 …… 177
2. 臨時司法制度調査会設置法案 …… 177
3. 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 …… 177
4. 国民年金法の一部を改正する法律案 …… 177
5. 行政事件訴訟法案 …… 178
6. 行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 …… 178
（未成立のもの）
7. 臨時医療報酬調査会設置法案 …… 178
8. 地方公務員共済組合法案 …… 178
9. 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案 …… 179
（前国会より衆議院で継続審査中のもの）
10. 旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案 …… 179
（委員会に付託されなかつたもの）
11. 国家公務員法等の一部を改正する法律案 …… 179
〔附〕 第三十九回（臨時）国会継続 …… 180
第一、国政調査 …… 183
1. 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 …… 183
2. 国の防衛に関する調査 …… 183

第一、本国会の概況と内閣委員会の審査概要

第四十回国会（常会）は昭和三十六年十二月九日に召集され会期百五十日をもつて昭和三十七年五月七日に閉会した。本国会の案件は予算五件、条約八件、内閣提出法律案百六十六件、（うち前国会よりの継続六件）衆議院議員提出法律案四十九件、参議院議員提出法律案二十五件（うち前々国会又は前国会よりの継続八件）等であつたが、今国会は各党の国会正常化の話合や、参議院議員の選挙を間近に控えての自粛もあつて、三月末衆議院外務委員会においてガリオアエロア返済協定並びにタイ特別円協定についての質疑打切り及び会期末参議院において公職選挙法の一部改正法案の取扱いをめぐり、多少の波乱があつたほかは平穏裡に終始し、議案も昭和三十七年度予算が三十六年度内に成立したことを初め、各法案の審査も順調に進捗し、結局両院を通過したものは予算五件、条約六件、内閣提出法律案百四十件（うち前国会の継続二件）、衆議院議員提出法律案七件に達した。

会期中、当内閣委員会は三十二回にわたり委員会を開き、付託法律案、国政調査、請願等の審査を行つたが、その概要は次の通りである。

本委員会に付託された法律案は二十四件、その内訳は、行政組織関係十八件、給与関係一件、恩給共済関係三件、防衛関係一件、その他二件であるが、本委員会に予備付託のまま衆議院で継続審査となつた行政組織関係二件、その他二件、計四件を除き、本付託となつた二十件については、一件を審査未了としたほかは、すべて可決成立せしめた。なお可決成立せしめた法律案中一件について施行期日に関する修正を行い、六件については附帯決議を行つた。国政調査については、国の防衛に関する調査、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査について各二回にわたり基地返還問題、農地被買収者問題調査会、満鉄職員等の恩給通算

問題につき調査を行い、また請願については付託された請願五百五十五件を審査して、うち四百七十一件を採択して議院の会議に付し内閣に送付すべきものと決定し、八十四件を保留とした。

なお会期中における内閣の閣僚は次の通りである。

内閣総理大臣	池田勇人	
法務大臣	植木庚子郎	
外務大臣	小坂善太郎	
大蔵大臣	水田三喜男	
文部大臣	荒木万寿夫	
厚生大臣	灘尾弘吉	
農林大臣	河野一郎	
通商産業大臣	佐藤栄作	
運輸大臣	斎藤昇	
郵政大臣	迫水久常	
労働大臣	福永健司	
建設大臣	中村梅吉	
自治大臣	安井謙	
（兼国家公安委員長）		
国務大臣	川島正次郎	
（行政管理庁長官、北海道開発庁長官）		
国務大臣	枝泉介	
（防衛庁長官）		
国務大臣	藤山愛一郎	
（経済企画庁長官）		
国務大臣	木武夫	
（科学技術庁長官、原子力委員長）		
内閣官房長官	大平正芳	
総理府総務長官	小平久雄	
内閣法制局長官	林修三	

第二、内閣委員

(1) 第四十回国会当初における内閣委員

委員長	大谷藤之助	（自）
理事	塩見俊二	（自）
〃	松村秀逸	（自）
〃	鶴園哲夫	（社）
〃	山本伊三郎	（社）
委員	石原幹市郎	（自）
〃	上原正吉	（自）
〃	木村篤太郎	（自）
〃	下村定	（自）
〃	中野文門	（自）
〃	一松定吉	（自）
〃	山本利寿	（自）
〃	吉江勝保	（自）
〃	伊藤顕道	（社）
〃	千葉信	（社）
〃	安田敏雄	（社）
〃	横川正市	（社）
〃	赤松常子	（民社）
〃	辻政信	（無ク）
〃	高瀬荘太郎	（同志）

(2) 委員長及び理事の辞任並びに補欠選任

辞任年月日	辞任	補欠選任年月日	補欠選任
37・1・24	委員長 大谷藤之助（自）	37・1・24	委員長 河野謙三（自）
2・8	理事 松村秀逸（自）	2・8	理事 石原幹市郎（自）
3・29	理事 塩見俊二（自）	3・29	理事 下村定（自）

(3) 第四十回国会閉会時における内閣委員

委員長	河野謙三（自）	
理事	石原幹市郎（自）	
〃	下村定（自）	
〃	鶴園哲夫（社）	
〃	山本伊三郎（社）	
委員	上原正吉（自）	
〃	木村篤太郎（自）	
〃	塩見俊二（自）	
〃	松村秀逸（自）	
〃	一松定吉（自）	
委員	吉江勝保（自）	
〃	大泉寛三（自）	
〃	大谷藤之助（自）	
〃	伊藤顕道（社）	
〃	千葉信（社）	
〃	松本治一郎（社）	
〃	横川正市（社）	
〃	田畑金光（民社）	
〃	高瀬荘太郎（同志）	
〃	辻政信（無ク）	

第三、付託法律案審議経過表

1. 成立したもの（一九件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付備託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	公布	備考
総理府設置法等の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）	昭三七 二、一〇	二、一〇	三、二七	二、一三	四、三 四、五 四、一〇	四、一〇 修正全会一致	四、一三 修正多数	三、二三 全会一致	三、二七 多数 四、一三 同意	四、一六 法第七七号	
行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二七号）	昭三七 一、二五	一、二五	四、六	一、三〇	四、一二 四、一三	四、一三 全会一致	四、二三 多数	四、四 修正全会一致	四、六 修正多数	四、二七 法第八九号	

件名	提出月日	参議院 委員会 予付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第八七号）	昭三七・一一・二	三七・一一・二	四二・二八	三七・一一・三	五二・七	五五・七 多数附帯決議	五五・七 多数	四二・二八 多数	四二・二八 多数	五一・一五 法第一三二号	
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）	昭三七・一二・五	一二・五	四六	一三〇	四一七 四一九	四一九 全会一致	四二三 多数	四四 修正 全会一致	四六 修正 多数	五一 法第九七号	
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）	昭三七・一二・五	三七・一二・五	四六	三七・一二・五	四一〇 四一二	四一二 全会一致	四一三 多数	四四 修正 全会一致	四六 修正 多数	四二五 法第八七号	

件名	提出月日	参議院 委員会 予付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
法務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）	昭三七・一二・五	一二・五	三一六	一三〇	三二二 三二七	三二七 多数附帯決議（多数（社会党共産党欠席））	三三〇 多数	三一五 多数	三一六 多数	三三一 法第五四号	
外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）	昭三七・一一・二	一一・一	四一九	一一	四二六 四三〇	四三〇 全会一致	五四 多数	四一八 修正全会一致	四一九 修正多数	五八 法第一〇七号	
大蔵省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）	昭三七・一二・五	一二・五	四一七	一一	四二〇 四二四	四二四 全会一致	四二五 多数	四一三 修正全会一致	四一七 修正全会一致	五一 法第九八号	
文部省設置法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）	昭三七・一二・七	一二・七	三九	一八	三二三 三一五	三一五 全会一致	三二三 多数	三一八 全会一致	三一九 多数	三二九 法第三五号	

件名	日月出提	委員	参議
自治省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）	昭三七・四・一	予備託	一致会
建設省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）	昭三七・四・一	託付本	一致会
労働省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）	昭三七・四・一	説明由提案	一致会
運輸省設置法の一部を改正する法律案（閣法第九〇号）	昭三七・四・一	質疑	一致会
		決議	一致会

席（産党、社会）	決議議会本	衆議院								参議院									
		決議会員委			決議議会本					布公									
		多数	一致	多数	多数	一致	多数	多数	一致	多数	一致	多数	多数	一致	多数	多数	一致	多数	一致
		修正	会全	修正	修正	会全	修正	修正	会全	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号
		四二〇	一六	四二〇	四二〇	一六	四二〇	四二〇	一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六
		号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

件名	日月出提	委員	参議
厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）	昭三七・四・一	予備託	一致会
通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四六号）	昭三七・四・一	託付本	一致会
		説明由提案	一致会
		質疑	一致会
		決議	一致会

席（産党、社会）	決議議会本	衆議院								参議院									
		決議会員委			決議議会本					布公									
		多数	一致	多数	多数	一致	多数	多数	一致	多数	一致	多数	多数	一致	多数	多数	一致	多数	一致
		修正	会全	修正	修正	会全	修正	修正	会全	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号	法第一一号
		四二〇	一六	四二〇	四二〇	一六	四二〇	四二〇	一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六
		号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

件名	提出月日	参議院 委員会 予付備託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六八号）	昭三七・三・七	三・七	三・七	三・八	三・一	三・八 全会一致附帯決議	三・一四 多数	三・二三 多数	三・二七 多数	三・二三 法第一八号	衆議院は大蔵委員会に付託
恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第七四号）	昭三七・三・八	三・八	四・二〇	三・一三	四・二六	四・二七 全会一致附帯決議	五・四 多数	四・一九 全会一致	四・二〇 多数	五・一〇 法第一四号	
昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（閣法第七〇号）	昭三七・三・七	三・七	四・二四	三・一八	四・二六	四・二七 全会一致附帯決議	五・四 多数	四・二〇 全会一致附帯決議	四・二四 多数	五・一〇 法第一一六号	衆議院は大蔵委員会に付託

2. 本院で審査未了になつたもの（一件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付備託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）	昭三七・二・五		二・五	二・八	三・一二 三・一五 三・二二	三・二二 全会一致附帯決議	三・二三 多数	三・一六 全会一致	三・二二 多数	三・二七 法第二四号	先議 衆議院は大蔵委員会に付託

3. 当委員会に予備付託され、衆議院で継続審査になつたもの（四件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付備託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）	昭三七・一三・一	一三・一	四二八	二・八	五・四	未審査	本会議決議	委員会決議	本会議決議		
								四二八 修正多数	四二八 修正多数		

件名	提出月日	参議院 委員会 予付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 提案理由説明	参議院 委員会 質疑	参議院 委員会 決議	参議院 本会議決議	衆議院 委員会決議	衆議院 本会議決議	公布	備考
農林省設置法の一部を改正する法律案（閣法第九九号）	昭三七・一九	三・一九		三・二二				審継	審継		
行政不服審査法案（閣法第五八号）	昭三七・三・五	三・六		三・八				審継	審継		
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一五一号）	昭三七・四・五	四・五		四・一二				審継	審継		
中小企業省設置法案（衆第二六号）	昭三七・四・一七	四・二五		四・二六				審継	審継		衆議院議員松平忠久君外二十六名提出

第四、付託法律案概要

この法律案概要は、当調査室において内閣委員会に付託となつた法律案の内容について各法律案ごとに調査し、解説して委員の審議の参考に資するため、すでに各委員に配布した審査資料を後日のため加筆整理するとともに、審査経過を付記してここに収録したものである。なお、右以外の当調査室作成の資料のうち、主要なものをも附加した。

行政組織関係

行政組織関係法案の審査概要

今国会政府より提出された行政組織関係の法律案で当委員会に付託されたものは十七件である。この十七件のうち、成立したもの十五件、衆議院において審査未了となつたもの一件、当院において継続審査に付せられたもの一件、衆議院議院提出の法律案一件が付託されたが、衆議院において継続審査となつた。

今国会政府より提出された法律案は、従来の国会に比し、外局、内部部局等の新設など行政組織の拡充を内容とするものが著しく多く、外局二、局六、部一〇等の新設が予定されたが、二法律案の不成立に伴い新設された部局は外局が二（防衛施設庁、社会保検庁）、局が四（警察庁交通局、経済企画庁水資源局、科学技術庁研究調整局、外務省経済協力局）、部が六（内閣法制局第四部、大蔵省証券部、通商産業省経済協力部及びアルコール事業部、労働省賃金部、建設省砂防部）、地方支部部局が一（労働省北九州職業安定事務所）である。（他の常任委員会に付託された法律案によるものを含む）なお廃止されたものは外局が一（調達庁）、部が二（外務省経済協力部、厚生省未帰還調査部）である。また審議会等については各省設置法改正案及び他の常任委員会に付託された設置法以外の法律案による設置をも含めて二四新設が予定されたが一部の法律案の不成立により結局二〇の審議会等が設置された。なお廃止された審議会等は既に設置期限が到来し、事実上消滅しているものを含めて二二である。

次に定員関係については、各省庁設置法等の改正法案により、各行政機関（防衛庁を除く）を通じ、差引き四、三三九人の新規増及び一五、九一六人の定員外職員の定員化を行うことになつたが、農林、郵政両省の設置法改正案の不成立により、定員改正は、差引き四、三七八人の新規増及び一四、九一四人の定員化が

実施された。また五現業関係の政令定員については、新規増七、三六九人、定員外職員の定員化一一、八〇二人となつている。なお今回の定員外職員の定員化については、従来より実施して来た定員化によりなお残されていたものにつき、昨年行政管理庁がその実態調査を実施し、それに基いて行われたものであり、今回の定員化によつて定員化すべき定員外職員の定員化は、農林、郵政の両省を除き殆んど完了した。これにより昭和三十三年度に初めて定員外職員の定員化を実施して以来、各行政機関（国家行政組織法第三条の機関、但し防衛庁本庁を除く）の定員化数は合計一一三、三七一人に上つている。

内閣委員会において、これら行政組織関係各法案の審査を通じて問題となつた主な点は「今回は部局の増設が目立つて多くなつているが、これに対する政府の所見。現在臨時行政調査会が発足して行政機構全般にわたつて検討を行つているが、今回の部局の増設は、この調査会の調査が具体的に進まないうちにその新設をはかろうとするきらいがある。各行政機関の部局の配置統合等は調査会で根本的に検討を加えるべき問題ではないか。今回の部局の増設に当つて、これに伴う定員増が全然認められていない理由、また審議官、調査官等の総括整理職が部局長に振り替えられているがこれは総括整理職として十分運営すべきではないか。最近審議会等の答申を政府が尊重しない。審議会等の運営について再検討する必要はないか。また定員問題については、今回の定員外職員の定員化から除外された寮母、看護婦等の厚生関係の職員の定員化に対する政府の方針、特に将来これらの職員を共済組合制度によつて運営していくことの可否」等である。これに対し、川島行政管理庁長官等より「部局の増設はなるべくさける方針であるが、内閣の方針を施行するものについてはこれを認める。今回の部局の増設は現在の情勢より急速におく必要のあるもので、臨時行政調査会の調査前に急いで新設しようとするものではなく、また調査会の今後の活動を束縛したり阻害することはない。審議会等の答申については今後ともなるべく尊重していくが、不急不要の審議会等はこれを整理し、委員

の人選等審議会のあり方については今後十分検討する。また厚生関係の職員を共済組合制度で運営していくことは確定はしていない、目下大蔵省で検討中であり、その結論をまつて処理したいが、これらの職員の身分の取扱いについては適切な措置がとれるよう検討したい」旨の答弁があつた。なおこのほか総理府の附属機関である中央青少年問題協議会、通産省の附属機関である工業技術院の国家行政組織法上の性格、法務局出張所、海運局出張所、気象庁測候所、通報所等少人数の官署に勤務している職員の処遇改善問題についても質疑が行われ、特に法務局職員の処遇改善については附帯決議が行われた。

総理府設置法等の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、全会一致、本会議多数で原案通り可決。

参議院……委員会、全会一致、本会議多数で修正可決。

修正の内容……施行日は一部の規定を除き四月一日となつていたが、審査中に同日を経過したのでこれを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

衆議院（回付案）……参議院回付案通り同意

委員会における主なる質疑は政府の調査会、審議会等に対する態度、青少年問題協議会の運営状況、少年院、少年鑑別所並びに宮内庁職員の定員配置並びに勤務条件、附属機関である青少年問題協議会が関係行政機関相互の連絡調整等の行政事務を行うことの国家行政組織法上の疑義等である。

第二、改正の要点

一、総理府設置法の一部改正

1. 総理府の附属機関中、訴願制度調査会等既にその任務を終了した五つの調査会審議会を廃止する
2. 附属機関として新たに港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会、補助金等合理化審議会、及び輸出会議を設置する。
3. 税制調査会を昭和三十七年四月一日以降恒常的機関として設置する。
4. 総理府の定員を五四九名増員する。

二、青少年問題協議会設置法の一部改正

青少年問題協議会を置く指定都市に対し、その運営費の一部を補助できることとする。

三、同和対策審議会設置法の一部改正

同和対策審議会の存続期間を二年間延長する

四、宮内庁法の一部改正

宮内庁の定員を九八名増員する

五、内閣法の一部改正

内閣官房の定員を一名増員する

六、法制局設置法の一部改正

1. 法制局の名称を内閣法制局に改める
2. 法制局長官等の官名を内閣法制局長官等に改める
3. 法制局に一部を増置する。
4. 法制局の定員を四名増員する。

第三、改正の内容

一、総理府設置法関係

1. 調査会等の廃止

総理府の附属機関中、訴願制度調査会（設置期限昭和三十五年十二月三十一日）固定資産評価制度調査会（昭和三六、三、三一）、農林漁業基本問題調査会（昭和三六、三、三一）、公営競技調査会

（昭和三六、九、三〇）及び町名地番制度審議会（昭和三七、三、三一）は、それぞれ括弧内の年月日迄の存続期限であるが、いづれも最終答申を終り、任務が終了したので削除する。なお今国会に訴願制度調査会の答申に基き行政不服審査法案が提出されたが衆議院で継続審査となつた。また固定資産評価制度調査会の答申に基き自治省に中央固定資産評価審議会（地方税法の一部改正）が、また町名地番制度審議会の答申に基き自治省に住居表示審議会（住居表示に関する法律案）が設置されることになつた。

2. 調査会等の設置

総理府の附属機関として次の四調査会等を設置する。

(イ) 港湾労働等対策審議会

港湾施設の整備、港湾労働の雇用の安定、船混み緩和等港湾関係問題に関する諸施策を総合的立場から調査審議するため、民間学識経験者を以て組織する審議会を設けようとするもので存続期間は二年である。

委員十五人、予算　五一八、〇〇〇円

(ロ) 交通基本問題調査会

現下の交通情勢は、路面交通混雑の激化、交通事故の激増等悪化の一進をたどり、しかもこれに対処すべき交通行政が極めて複綜し、総合的対策が遅れている実情にかんがみ、総合的陸上交通施策の基本事項を調査審議するため、二年の期限を付して本調査会を設置する。

委員十五人　予算　一、一五六、〇〇〇円

(ハ) 補助金等合理化審議会

国の地方公共団体に対する補助金、負担金、交付金等は六千億円の多額に達し、国及び地方財政

上重要な地位を占めているが、これら補助金、負担金、交付金等の諸制度を如何に合理化すべきかの根本問題を調査審議するため二年の期限を付して本審議会を設置する。

委員二十人　予算　一、〇六一、〇〇〇円

(ニ) 輸出会議

輸出振興の重要性にかんがみ政府は昭和二十九年閣議決定により最高輸出会議（通産省に設置、委員十一名）及び産業別輸出会議（通産省及び運輸省に設置、会議数十一、部会数六十）を置いて相当の成果をあげて来たが、今回これを法律上の機関とし、輸出（海運、航空及び観光等貿易外の受取を伴う役務の提供を含む）に関する施策、輸出の目標その他輸出に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とする事項を調査審議するものとする。

委員　現在の輸出会議及び産業別輸出会議の委員全員を委員とする　予算　三、一八七、〇〇〇円

3. 税制調査会

現在の税制調査会は設置期間三年間で昭和三十七年三月三十一日をもつて終了するが、同調査会の三十六年十二月の最終答申の趣旨に添つて租税制度に関する基本的事項を恒常的に調査審議するため同名称の調査会を新機関として設置するものである。

委員　三十名　予算二、九七〇、〇〇〇円

4. 定員

総理府定員

現行　三、四八〇人　改正　四、〇二九人　増員　五四九人

増員内訳　　定員外常勤職員の定員繰入　五三四人
　　新規増　　一五人

新規増員は新庁舎の完成及び沖縄に対する技術援助並びに官房審議室の事務量の増加に伴うものである。右定員中一二五人は昭和三十五年に実施した国勢調査の要員であつて昭和三十八年三月三十一日迄のものとしている。（附則第五項）

新規増員に伴う予算　七、三三六、〇〇〇円

二、青少年問題協議会設置法関係

政府は地方における青少年問題協議会の活動の促進を図るため都道府県に対しては、昭和二十八年度以来運営費の二分の一を補助して来たが大阪、名古屋、京都、横浜、神戸の五大市に対しても都道府県に対すると同様、その運営費の二分の一を補助しようとするものである。

予算　一、五六四、〇〇〇円

三、同和対策審議会設置法関係

同和対策審議会は昭和三十七年八月十二日をもつて存続期間が切れるが、なお実態調査を実施する必要があるので、存続期間を二年間延長しようとするものである。

委員　二〇名　　予算　三、六〇二、〇〇〇円

四、宮内庁法関係

宮内庁の定員千百五人を千二百三人に改め九八人を増員する。増員の内訳は九五人が定員外常勤職員の定員繰入であり新規増員は三名である。新規増員の予算は九六、九〇〇円である。

五、内閣法関係

内閣官房の定員七十人を七十一人に改める。定員外常勤職員の定員繰入である。

六、法制局設置法関係

法制局において審議の対象となる法律案、政令案、条約案が大量に上り、その処理の適切を期するため一部を増設して四部制に改め各部の規模を調整する。又法制局は単に「法制局」と呼ばれているのが衆、参両院の法制局とまぎらわしいので、実際上の便宜のため「内閣法制局」と改称することとし、これに伴い法律の題名及び法制局次長等の官名を改める。又法制局の職員の官名の改正に伴い国家公務員法等関係法律中の法制局職員の官名を改める。

法制局の定員は現在、長官、次長を除き六十五人となつているが、これを六十九人に改める。三人は部の増設に伴う増員であり、一人は定員外常勤職員の定員繰入である。

部の増設に伴う予算は昭和三十七年度三、二二九、〇〇〇円である。

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で修正可決。

修正の内容……審査中に施行日の四月一日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で衆議院送付の原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、各省庁の部局増設に対する行政管理庁の方針並びに臨時行政調査会の任務との関係、審議会に対する政府の態度並びに委員の人選、今回の定員化に洩れた各省厚生関係職員に

対する措置等である。

第二、本法律案の要点

(1) 行政管理庁設置法の一部改正

1. 行政監察に関連して行なう調査の対象に四事業団を加える。

2. 行政管理庁の定員を十名増加する。

(2) 北海道開発法の一部改正

北海道開発庁の定員を一、二九七名増加する。

第三、本法律案の内容

(1) 行政管理庁設置法の一部改正

1. 行政管理庁の行政監察に関連して調査を行なう対象として現行法は各公共企業団体、各公庫、各公団、各事業団を列記しているが、今回鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕繭事業団及び中小企業退職金共済事業団の四事業団を調査対象に追加する。この追加により此の種事業団を網羅することとなる。

2. 行政管理庁の現行定員は一、六五四名であるが一〇名増加して一、六六四名とする。一〇名はいずれも定員外常勤職員の定員繰入である。

(2) 北海道開発法の一部改正

北海道開発庁の現行定員一〇、四三〇名を一一、七二七名に改める。増員一、二九七名中、新規増員三〇名は道路関係業務の増加に伴い北海道開発局の現業に増員するものであり、一、二六七名は定員外常勤職員の定員繰入（本庁六、開発局一、二六一）である。

第四、予　算

行政管理庁　予算に増減はない。

北海道開発庁　新規増員三〇名の人件費八、三〇四、〇〇〇円増となる。

第五、附　記

今国会で成立した阪神高速道路公団法、簡易保険郵便年金福祉事業団法、産炭地域振興事業団法、海外技術協力事業団法の附則により行政管理庁設置法を一部改正して、これらの公団、事業団はその調査対象に追加された。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で修正可決。

修正の内容……審査中に施行日の四月一日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で衆議院送付の原案通り可決。

委員会における主なる質疑は東北開発株式会社に対する経済企画庁長官の責任並びに権限、水資開発

審議会の委員並びに水資源開発公団の役員の人選、水資源開発基本計画の内容と策定の時期、新産業都市建設の構想、離島振興行政の所管等である。

第二、本法律案の改正点

一、内部部局として水資源局を新設する。

二、審議官の定数五人以内とあるを三人以内とする。

三、経済企画庁の職員の定数五三二人を五六四人に増加する。

第三、本法律案の内容

一、水資源局の設置

1. 設置の理由

最近における産業の発展と都市人口の増加に伴つて、用水を必要とする地域に対する水の供給を確保することが肝要となつて来たのにかんがみ、前国会（第三十九国会）において水資源開発促進法および水資源開発公団法が成立し、水資源を総合的に開発し、利用の合理化を促進することとなつたが水の問題は開発面でも利用面でも関連する分野が多方面にわたり、その行政は重要かつ複雑なる上、昭和三十七年度以降事務量も急速に増大することが予想されるので、今回新たに水資源局を設置しようとするものである。

2. 所掌事務

水資源局においては、従来総合開発局の事務とされていた水資源の総合的な開発および利用の合理化に関

する事務、水資源開発公団に関する事務、ならびに、従来調整局の事務とされていた公共用水域の水質の保全に関する法律の施行に関する事務をその所掌とする。

3. 水資源局の組織

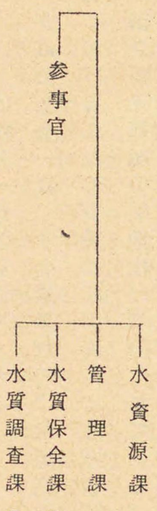

4. 定員

水資源局の定員は四十人とする。

その内訳は　局長一（審議官を振替へる）、参事官一（審議会を振替える）、調整局より振替二四、総合開発局より振替五、新規増一三

二、審議官の定数削減

水資源局設置にあたり、定員の増を極力抑制しようとする趣旨に基いて、審議官の定数は従来、五人以内と規定されているが、これを三人以内と改め、二名削減する。この二名を水資源局の局長ならびに参事官に充てる。もともと、審議官は、昭和三十年七月経済審議庁が経済企画庁と改称された当時、九人以　として設けられたが、昭和三十三年五人以内に削減されたものである。

三、職員の定員増

経済企画庁の職員の定員を五三二人から五六四人に改め、三二人増加する。

その内訳は

1. 定員外職員の定員化によるもの
2. 水資源局の設置に伴うもの
3. その他

第四、本法律案に伴う予算

本法律案施行に伴う予算は一五二〇万六〇〇〇円である。その内水資源局設置に伴うものは九九八万三〇〇〇円である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で修正可決。

修正の内容……審査中に施行日の四月一日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で、衆議院送付の原案通り可決。

当委員会における主なる質疑は死の灰による障害防止対策の一元化、国の研究投資が民間より著しく少いこと。国立研究機関の団地化、集団化等である。

第二、本法律案の内容

一、科学技術庁に研究調整局を新設するとともに、計画局、研究調整局及び振興局の所掌事務について所

要の改正を行なう。

新設の研究調整局は、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整、科学技術振興費予算の見積り方針の調整及び総合的、基礎的試験研究の助成、特に防災、宇宙及び環境科学技術等重要総合研究については積極的に調整を行う。従つて計画局は、宇宙科学技術に関する事務を研究調整局に移し、原子力利用に関するものを除いた科学技術に関する総合的、共通的事項について、基本的政策の企画、立案及び推進並びに総合調整を行なうこととなり、振興局は、科学技術に関する事務の綜合調整は国際交流に係るものに限ることとし、他は所謂現業的事務を行なうこととなる。

二、科学技術庁の権限に、放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうことを加える。

核爆発実験の再開を契機として、昭和三十六年十日三十一日閣議決定に基づき内閣に放射能対策本部を設けて、科学技術庁が関係行政機関との連絡を担当してきたが、科学技術庁の権限には原子力の利用に関する業務しか明記してないので、科学技術庁の権限に放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を加えるとともに、これを原子力局に所掌せしむることとする。

三、科学審議官の定数を「五人以内」から「三人以内」に改める。

研究調整局の新設により内部機構を充実するに当り、行政組織の簡素化と科学審議官の業務量を勘案して、定数を二人減少し、そのうち一人は局長に振替える。

四、科学技術庁の定員「一、三一四人」を「一、五七一人」に改め、二五七人を増員する。

定員増の内訳

本庁関係		三九人（純増　一九人、定員化　二〇人）
試験研究所関係		二一八人（純増一四一人、定員化　七七人）
計		二五七人（純増一六〇人、定員化　九七人）

第三、本法律案の施行に伴う予算

一、機構の改正に伴うもの　　なし

二、定員増に伴うもの　　約一億二千百万円

法務省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で原案通り可決。

参議院……委員会多数、本会議全会一致（社、共欠席）で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は公安調査官の活動範囲並びにその増員の必要性、登記事務の増加の趨勢とこれに対応する職員の増加並びにその処遇、検察庁における増員の内訳と検察事務の増加に対する対策等である。

最近における登記事務の激増にかんがみ、政府は法務局の定員、出張所の整備、職員の処遇改善等につき更に検討の上善処されたい。

右決議する。

第二、改正の要点

1. 職員の定員を改正し本省において三百二十五人、公安調査庁において百四人計四百二十九人を増加する。
2. 川崎入国者収容所の名称および位置を改める。
3. 神戸入国管理事務所広畑港出張所の名称を改める。
4. 広島入国管理事務所尾道港出張所の位置を改める。
5. 鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を設置する。
6. 町村の廃置分合に伴い、少年院の位置の表示を改める。

第三、改正の内容

1. 職員の定員を次の通り改める。

	改正前定員	改正後定員	差引増員
本省	四四、六七七人	四五、〇〇二人	三二五人
（内検察庁	一〇、七六七	一〇、八三六	六九）
公安調査庁	一、七一〇	一、八一四	一〇四

増員を業務量増加に伴う新規増と定員外常勤職員の定員繰入とに区分すれば

	新規増	定員繰入	計
本省	二二一人	一〇四人	三二五人
（内検察庁	六九	〇	六九）
公安調査庁	一〇三	一	一〇四
計	三二四	一〇五	四二九

新規増の主なるものは法務局及び地方法務局における登記事務の増加に対処するもの一〇〇人、地方裁判所における公判審理の迅速化、交通関係事件の増加に対処するもの七二人、公安調査局及び地方公安調査局における破壊的団体の規制に関する調査業務の充実を図るための増員一〇三人等である。

これに伴う人件費の増加は一〇二、九七〇、〇〇〇円である。

2. 川崎入国者収容所はその周辺に多数の化学工場が建設され、入国者収容所として不適当な環境に置かれることとなつたので、横浜市本牧に近く移転することとなり、そのため名称を横浜入国者収容所に改めるものである。

3. 神戸入国管理事務所広畑港出張所は、その業務が姫路港全体を所掌しているので、実情に合せて姫路港出張所に名称を改める。広島入国管理事務所尾道港出張所は、その移転に伴い、位置を広島県御調郡向東町に改める。

4. 鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を新設する。（要員二名）

町村の廃置分合に伴い豊浦医療少年院の置かれている愛知県知多郡豊浜町が南知多町と改称されることになつたので、別表の位置を南知多町に改める。

外務省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致本会議多数で修正可決。

修正の内容……施行日は一部の規定を除き四月一日となつていたが審査中に同日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で、衆議院送付の原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、対外経済協力の現状と経済協力局昇格の趣旨、海外移住の実情及び移住政策と経済協力との関係、技術研修生の受け入れ、専門家派遣、その他、技術協力の現状、東南アジアに対する投資、並びに賠償による経済協力の実施状況等である。

第二、本法律案の改正の要点

一、経済局経済協力部を経済協力局に昇格する。

二、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の長を大使に昇格する。

三、定員を改め、特別職三人、一般職四七人、計五〇人増員する。

第三、本法律案の内容

一、経済協力部を経済協力局とする。（第五条第一項の改正、第十条の二の新設）

低開発地域の政治的安定と経済的発展の国際政治経済に占める重要性が、戦後、著しく増大し、世界的に強く認識されるに従い自由先進工業国は、開発援助に積極的となり、また、同時にこれを効率的に実施するため、相互に協調する必要が生じて来た。

自由先進工業国の一員であるわが国も、低開発に対する開発援助問題に協力することが外交的見地から見て重要であるばかりでなく、輸出市場の拡大、重要原材料の輸入確保等の観点からも強力にこれを推進する必要がある。

このような状況下において、経済局内に置かれている経済協力部の事務量は急激に増加し、また、事

務の性格も経済局の取り扱う経済、通商の事務と分離することが適当となつてきたので、この際、部から局に昇格することとした。

経済協力局の組織は従来の経済協力部の組織である政策課、経済協力課、技術協力第一課、技術協力第二課の四課とし、局長は部長の振替えで充てる。なお、局の定員は昭和三十七年度より二人増員され四一人となる。

二、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の長を大使とする。（第二十五条第二項の改正）

ジュネーブには、国連欧州事務局を初め、国際労働機関、世界保健機関、国際電気通信連合、世界気象機関等の国連専門機関や、ガット、赤十字その他多くの国際機関があり、また、この都市の特殊性にかんがみ常時ひんぱんに各種の重要な国際会議が開かれており、その国際機関ないし国際会議に関する外交事務を処理するため、外交機関として昭和三十二年四月に在ジュネーブ国際機関日本政府代表部が設置され、その長には公使が置かれたが、これら重要な国際会議には他国は必らず大使級以上の代表を出席せしめており、わが国はその都度、大使級の代表を送り得ない場合が多く、他国との均衡を失する場合がすくなくないので、この際、対外関係上代表部の長である公使を大使に昇格することとする。

三、定員の改正（第三十条の表の改正）

1. 特別職の職員の定員七五人を七八人とする。

増加となる三人は、クウエート大使館（新設）、シリヤ大使館（総領事館を昇格）、国際連合日本政府代表部（大使一人を二人に増員）のそれぞれの大使である。

2. 一般職の職員の定員二、三二三人を二、三七〇人とする。

増加となる四七人は、本省においては、事務量の増加に伴う増一一人、定員化に伴う増四人の計一五

人であり、他は、クウエート大使館の新設に伴う二人増のほか、在外公館の増強等のための三二人増である。

第四、本改正に要する経費

大使三人増に伴い一、六三一万円、本省関係一五人増に伴い六、六六四万円、計九、三三一万円を要する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で修正可決。

修正の内容……審査中に施行日の四月一日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で衆議院送付の原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、証券市場の実情と証券業者に対する監督機構並びに人員、補助貨幣の需給状況と造幣局改組の趣旨、税関業務増加の状況と税関職員増員の問題等である。

第二、本法律案の改正要点

一、理財局に証券部を設ける。

二、造幣局の内部組織を改め、作業管理部を設ける。

三、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会を廃止する。
四、税関職員の増員四百人及び定員化に伴う増員等の定員改正を行なう。

第三、本法律案の内容

一、理財局に証券部を設ける。（法第五条、第十条の改正）

最近における投資者層の増大及び証券業者の事業規模の拡大並びに証券投資信託の発展に伴い、公正な株価形成、証券業者の経理の健全化乃至業務の適正な遂行等を図るための指導監督等、証券行政の重要性がますます高まり事務量の増大も著しくなつてきたので、明確なる責任体制のもとに合理的かつ強力な証券行政の運営を図り、広汎な投資者層の保護の徹底と証券市場の育成の万全を期するため、理財局に証券部を設置する。

証券部は、現在理財局に置かれている証券第一課、証券第二課、証券検査課の三課をもつて構成し、部設置のため、特に定員の増加はなく、部長は大臣官房に置かれている専門調査官の定員五人を四人に減員して、その一人の定員を振替える。

二、造幣局の内部組織を改める。（法第十五条の改正）

近年、補助貨幣の需要の増加は著しく、造幣局の業務量も逐年増加してきておるが、これらに対処して業務の効率的な運営を図り、本支局を通ずる作業管理面の整備改善を行なうため、新たに作業管理部を設け、また、これに伴い従来の作業部の名称を製造部に改める。この結果、造幣局の組織は、総務部、作業管理部、製造部の三部となる。

作業管理部には造幣局の附属機関である研究所を廃止して技術課を設けるほか、企画課、施設課の二

課を置く。作業管理部長には研究所長の定員を振替え、部の新設のために特に定員の増にない。

三、調査会の廃止（法第四十一条、第四十六条改正、法案附則、三項、四項）

全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会は、資産の再評価を適正にするために、昭和二十五年に国税庁及び国税局に附属機関として設けられたが、すでに、その使命を達成したと認められるので、これを廃止する。

四、定員の改正（法第四十九条改正、法案附則二項）

1. 本省における従来の定員一五、三三五人を一五、九一六人に改める。

増員となる五八一人の内訳は、最近における外国貿易の実情と税関業務の増加等にかえりみ、第一線における税関職員を四百人増員するほか定員外職員の定員化一七八人及び造幣局政令定員より法律定員への移替四人となつている。

なお、昭、三七、一〇、一より外務省在外公館へ本省定員一人を振替える。

2. 国税庁における定員五〇、七三四人を五〇、九五一人に改める。

増員となる二一七人はすべて定員外職員の定員化である。

第四、本法 律案に伴う予算

税関職員四百人の増員による人件費一億一千三九八六千円増となる。

文部省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致。本会議多数で原案通り可決。
参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
委員会における主なる質疑は、国立学校における定員外職員の定員化特に国立大学附属病院及び理工系大学における無給職員の定員化問題、著作権審議会の改組の内容等である。

第二、本法律案の内容
一、国立科学博物館の所掌事務に自然史に関する規定を入れること。
二、国立近代美術館に分館を設け得ることとすること。
三、著作権審議会を改組すること。
四、文部省の定員を改正すること。

第三、国立科学博物館の所掌事務及び機構の改正
一、改正の理由
昭和三十三年五月日本学術会議第二十六回総会の議により日本学術会議会長より科学技術庁長官に対し、「わが国の自然科学の全部門の円満健全な発達と、天然資源の保全ならびに開発の基礎知識の確立のためには、今日まで閑却されがちであつた自然史科学のあらゆる部門の組織的な研究を強化しなければならない。
このためには、自然史科学の諸部門の総合的で組織的な研究を行いうる国家機関として、自然史科学研究センターの設立が必要である。

よつて政府は、その速やかな実現を図られたい。」旨の要望が出され、科学技術庁長官より文部大臣に更にその旨の要望がなされた。この日本学術会議の要望に基き、政府は、新たに独立の機関としての自然科学研究センターを設置するよりも、むしろ、現在自然科学に関する諸資料を公衆の観覧に供する博物館として運営している国立科学博物館の所掌事務を改正し、同博物館にその機能を持たせることとしようとするものである。このため、同博物館における自然史関係の研究部門を拡充整備し、自然史科学センターとしての機能をも営ませようとするものである。

二、右に伴う機構の改正
国立科学博物館の組織は、庶務部、事業部及び研究部門として学芸部がおかれており、学芸部は理工学課、工学課、地学課、動物学課及び植物学課の五課で編成されているが、今回自然史関係の研究部門の拡充整備のため、まず昭和三十七年度において、動物学、植物学、地学の三部門を拡充し、自然史関係の研究を行つていくことになつており、このため、学芸部を改組し、第一研究部及び第二研究部をおき、第一研究部においては生物関係（動物学、植物学）、第二研究部においては無生物関係（地学、理化学、工学、極地学）の研究を行つていく予定になつている。なお、国立科学博物館の研究部門の拡充整備は一応三ケ年の年次計画で行つていく予定であり、その計画によると、最終年次における機構は、八学部（動物学、植物学、地学、古生物学、自然保護学、極地学、昆虫学、理工学）二十二部門で形成されることが一応の予定になつている

なお、国立自然教育園（東京都目黒所在）は現在文部本省において管理、運営されているが、前記の改正に伴い、同園が自然史研究と密接な関係にあるため、今回その管理、運営を本省より外し、同博物館の附属機関とする。

三、改組に伴う予算及び定員

自然史の研究部門の拡充整備のため、現在の国立科学博物館を四五〇坪増築する。これに要する予算は昭和三十七年度において四千八百九十一万六千円である。またこのため定員十人が増加される。（国立科学博物館の改正前の定員は百一人である。）

第四、国立近代美術館の組織の整備

国立近代美術館は、絵画、彫刻を中心とした近代美術の作品、その他の資料の収集、保管、調査研究ならびに一般公衆への供覧の事業を行つているが、さらに一般公衆への供覧の事業を推進するため、同館に分館を設け得ることとする。なお分館は京都市に昭和三十八年一月より設置する予定になつている。なおこのため、分館の運営費として昭和三十七年度予算に六百四十一万九千円が計上されており、またこのために定員十二人が増員される。（国立近代美術館の改正前の定員は四十五人である。）

第五、著作権審議会の改組

著作権審議会は従来著作権法に基いて、放送事業者が既に発行又は興行した他人の著作物を放送しようとする場合、著作権者と協議が調わないときに支払う償金及び著作権者が、居所不明等の場合、その著作物を発行又は興行するときに供託する償金の審査、著作権に関する仲介業務に関する法律に基く仲介人の著作物使用料規定の認可及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律に基く翻訳物発行の認可について、文部大臣の諮問に応じて調査審議を行つてきたが、最近著作権制度全般にわたり、根本的に再検討を行う必要が生じてきたため、今回この著作権審議会を改組し、その名称を著作

権制度審議会とし、従来の事務のほか、新たに著作権制度に関する重要事項について調査審議することとする。著作権審議会は従来学識経験者及び関係各庁の職員のうちから任命される委員二十五人で組織されていたが、今回の改組に伴つて、委員を五十人に増員する。なおこの審議会に要する経費は、昭和三十七年度において、委員手当、運営費等九十二万二千円である。

第六、定員の改正

文部省の定員を八千四百十一人増加する。その内訳は次の通りである。

区分	現行定員	新規増	定員化	改正前の定員
本省	七四、二三七	二、七七八	五、五六一	八二、五七六
（うち国立学校の職員数）	（七二、二五六）	（七二、七二八）	（五、四五二）	（八〇、四三六）
文化財保護委員会	五一一	二	七〇	五八三
合計	七四、七四八	二、七八〇	五、六三一	八三、一五九

一、新規増員の内訳

1. 本省関係（国立学校を除く）

(イ) 大学制度の刷新改善、高専制度設置等に伴うもの（大学学術局）七、国立文教施設の改善、共済組合制度の実施等に伴うもの（管理局）九、留学生関係事務等（調査局） 計 三 一九人

(ロ) 附属機関（国立博物館、美術館等） 三一人

2. 国立学校関係

(イ) 学年進行に伴う増　小計　五〇人

(ロ) 高等専門学校の設置（十二校）に伴う増　一、二二四人

学科、講座等の新設に伴う増　三〇二人

(ハ) 研究所の新設（二研究所）、附属病院診療科の設置に伴う増　五七四人

(ニ) 熊本城の修理完了に伴う減　六二八人

小計二、七二八人

3. 文化財保護委員会関係

(イ) 文化財の保存管理状況の巡視強化に伴う増　四人

(ロ) 国立文化財研究所の文化財保存修理の研究室設置に伴う増　三人

(ハ)　〃　五人

小計　二人

合計　二、七八〇人

二、新規増員に伴う経費

昭和三十七年度において十二億四千四百二十一万円を要する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

修正の内容……本案の施行日が昭和三十六年四月一日となつている点があるので、これを公布の日に改め、定員の改正規定を四月一日から適用し、医療制度調査会は本法施行日に新たにその効力を生ずることとする。

参議院……委員会、本会議とも多数で衆議院送付の原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、医療保険及び年金制度に関するすべての事務を社会保険庁に一元化しない理由、都道府県の社会保険関係職員に対する指揮監督の問題、共済制度と、社会保険との関連等である。

第二、本法律案の改正点

一、厚生省の外局として社会保険庁を設置する。

二、保険局及び年金局の所掌事務を変更する。

三、援護局の未帰還調査部を廃止する。

四、医療制度調査会の存続期間を一年間延長する。

五、その他所要の改正を行う。

第三、本法律案の内容

一、社会保険庁の設置

1. 設置の理由

従来、厚生省においては、社会保険及び国民年金に関する事務は、その内部部局である保険局及び年金局において所掌されているが、この二局においては、医療保険及び年金制度に関する企画立案の事務の

ほか監督事務、現業事務をも処理し、しかもその事務量は相当に膨大であり、なお、逐年増加の傾向にある。また医療保険及び年金制度の整備に伴い、近年これら各制度の給付内容の改善及び関係諸制度の総合調整が極めて重要な課題となり、さらには社会保険現業業務につきその能率的かつ適正な処理を確保する必要がある。

このような現状にかんがみ、社会保険事業及び国民年金事業の運営、即ち現業事務を担当する社会保険庁を厚生省の外局として設置しようとするものである。

2. 所掌事務

社会保険庁は、政府の管掌する健康保険事業並びに日雇労働者健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営（現業）をすることとする。（第三十六条の三）

3. 組織及び定員

イ 組織

社会保険庁の内部部局は、長官官房のほか、医療保険部及び年金保険部とし、現在の厚生省の附属機関である社会保険研修所を社会保険庁の附属機関とする。

ロ 定員

社会保険庁の定員は五六九人とする。なお、定員については後述参考。

（参考） 社会保険庁の機構は左の通りである。（課名は予定）

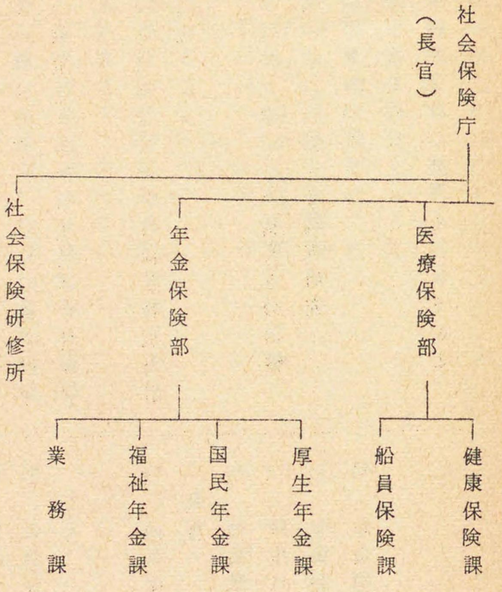

二、保険局及び年金局の所掌事務の変更

社会保険庁の設置に伴い、本省内部部局である保険局及び年金局は、社会保険及び国民年金に関する企画立案及び健康保険組合等に対する行政監督事務を所掌することとし、このため、現行の保険局及び年金局の所掌事務を改正する。

これにより現業事務をいわゆる企画及び監督事務から分離して適切な事務の実施を期し、医療保険及び年金制度の整備の推進を図ろうとするものである。

1. 保険局及び年金局の所掌事務の比較は左の通りである。

2. 保険局及び年金局の機構は左の通りである。

改正前

保険局
- 庶務課
- 健康保険課
- 国民健康保険課
- 厚生年金保険課
- 船員保険課
- 医数理課
- 年金業務室
- 社会保険監察監理官

年金局
- 庶務課
- 国民年金課
- 福祉年金課
- 企画数理室
- 参事官

改正後（予定）

保険局
- 企画課
- 健康保険課
- 国民健康保険課
- 医療課
- 調査課

年金局
- 企画課
- 年金課
- 資金課
- 数理課

三、援護局の未帰還調査部の廃止

1. 廃止の理由

未帰還者調査業務の減少に伴ない今回、援護局の未帰還調査部を廃止し、調査官をして総括整理せしめるものとする。

2. 未帰還調査部の沿革

改正前

(イ) 保険局
- 一、健康保険組合、国民健康保険の保険者等の指導監督
- 二、社会保険に関する審査及び再審査の事務並びに各種審議会の維持
- 三、社会保険診療報酬支払基金及び年金福祉事業団の指導監督（年金局主管に属するものを除く）
- 四、社会保険制度の調整及び調査研究
- 五、政府管掌健康保険事業、日雇労働者健康保険事業、厚生年金保険事業及び船員保険事業を行なうこと。
- 六、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計の経理を行なうこと。

(ロ) 年金局
- 一、国民年金制度と他の年金制度との調整
- 二、年金制度の向上に関する調査研究
- 三、年金福祉事業団の監督
- 四、国民年金事業を行なうこと。
- 五、国民年金特別会計の経理を行なうこと。

改正後

- 一、健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険に関する企画立案
- 二、医療保険制度の調制及びその調査研究
- 三、社会保険診療報酬に関する事務
- 四、医療保険の医療に関する指導監督
- 五、社会保険審査官及び社会保険審査会等に関すること。
- 六、健康保険組合、国民健康保険の保険者等の指導監督
- 七、社会保険診療報酬支払基金の指導監督
- 一、厚生年金保険及び国民年金に関する企画立案
- 二、年金制度の調整及びその調査研究
- 三、年金福祉事業団の指導監督

昭和二〇年一一月　留守業務部（第一復員省の所属機関）
昭和二一年　六月　留守業務局（復員庁の所属機関）
昭和二二年一〇月　留守業務局（厚生省の所属機関）
昭和二三年　五月　引揚援護庁復員局留守業務部
昭和二九年　四月　未帰還調査部（厚生省の附属機関）
昭和三一年　四月　厚生省援護局未帰還調査部

3. 援護局定員の推移

	援護局の定員	未帰還調査部の定員
昭和三三、四、一現在	五五五人	二〇二人
昭和三三、五、一六から三三、一一、一五まで	四五二人	一八七人
昭和三三、一一、一六から三四、五、一五まで	四二二人	一八七人
昭和三四、五、一六から三四、一一、一五まで	三七八人	一四四人
昭和三四、一一、一六から三五、五、一五まで	三五二人	一四四人
昭和三五、五、一六から三六、三、三一まで	三一七人	一〇四人
昭和三六、四、一から三六、五、一五まで	四七七人	一二四人
昭和三六、五、一六から三七、三、三一まで	四六四人	一〇五人

四、医療制度調査会の期限の延長

1. 延長の理由

国民皆保険の進展と医療事情の推移により、現行の医療制度及びこれに関連する基本的事項について検討を行なうために、第三十一国会（昭和三十四年四月）に昭和三十六年三月三十一日までの二年間の期限付で本調査会が設置せられたが、諸般の事情から発足がおくれた経緯等もあり、第三十八国会（昭和三十六年六月）にその設置期間を昭和三十七年三月三十一日まで一年間延長したが本調査会が調査審議に当つている問題の複雑性から本年三月末までには十分な結論を得るに至らない状態なので、本調査会の設置期間を昭和三十八年三月三十一日まで更に一年間延長しようとするものである。

2. 委員数……十八名

五、その他実情に則し、十九条第一項第二号、二三条第二項、第二四条第三項並びに第四項について、事務的改正を行なう。

六、定員

1. 厚生省全体の定員は左の通りである。

区分		昭和三六年五月一六日から昭和三七年三月三十一日まで	昭和三七年四月一日から同年五月一五日まで	昭和三七年五月一六日から社会保険庁設置前日まで	社会保険庁設置日から昭和三八年五月一五日迄
本省		四八、九五五人	四九、六三三人 六七八人増員 内訳 純増三六一人 定員化三一七人	四九、六三三人	四九、〇六四人
本省の暫定定員		四八、九八七人	四九、六六五人	四九、六五〇人	四九、〇八一人
社会保険庁					五六九人
合計		四八、九八七人	四九、六六五人	四九、六五〇人	四九、六五〇人

なお、厚生省の暫定定員は、指名退職制度採用に伴う措置として認められているものである。

2. 社会保険庁等の定員

部局別	昭和三十六年	昭和三十七年増	合計
保険局	六三四人	五人	六三九人
年金局	七八人	一〇人	八八人
社会保険研修所	一八人	三人	二一人
総計	七三〇人	一八人	七四八人

（三十七年度増はいずれも純増である。）

右の結果、七四八人のうち、五六九人が社会保険庁の職員に充てられ、保険局及び年金局の定員は次の通りとなる。なお、社会保険庁、保険局及び年金局あわせて五人の管理職が増員となるが、いずれも定員の範囲内で振替えとなる。

保険局　一二二人　　年金局　六二人

（参考）　厚生省所管の主なる特別会計の昭和三十七年度における政府職員の予算定員は左の通りである。

特別会計別	定員
厚生保険特別会計	八、五八八人（内地方自治法附則第八条による定員　八、〇六七人）
船員保険特別会計	四〇八人（内地方自治法附則第八条による定員　三四二人）
国民年金特別会計	五、三八四人（内地方自治法附則第八条による定員　五、三〇二人）

第四、本法律案に伴う予算

社会保険庁の新設に伴い、特に予算増はないが、定員外職員の定員化及び新規増員に伴う昭和三十七年度予算は二億十二万四千円（純増一億七百六十一万八千円）である。

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は工業技術院の国家行政組織法上の地位、防衛産業の現況と武器生産審議会廃止の理由、鉱山保安監督関係職員並びに特許庁の審査官、審判官等の増員問題、研究機関の団地化の構想等である。

第二、本法律案の改正要点

一、通商産業省設置法の改正

(一)　通商局の振興部を輸出振興部に改組するとともに通商局に経済協力部を新設する。

(二)　軽工業局にアルコール事業部を新設する。

(三)　札幌及び福岡の鉱山保安監督部を鉱山保安監督局に昇格する。

(四)　審議会の改廃

(1)　工業生産技術審議会を化学工業生産技術審議会に改める。

(2)　鉱業審議会を設置し、地下資源開発審議会を廃止する。

(3)　電気事業審議会を設置し、期限を二年とする。電気関係法令改正審議会を廃止する。

(4)　鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会の設置期間の満了に伴い、両審議会を廃止する。

(5)　武器生産審議会を廃止する。

(五)　通商産業省の定員を四九一名増員する。

二、工業技術院設置法の改正

(一)　工業技術院の官房及び調整部を統合して総務部を新設するとともに、通商産業省の所掌する科学技術に関する事項についての工業技術院の連絡調整機能等を明確にする。

第三、改正の理由

(一) 通商局について

従来の振興部を輸出振興部に改めて同部の下に輸出関連業務を集中して統一的な輸出増進体制を確立すること、又経済協力の重要性にかんがみ、通商経済上の国際協力を推進する任務、権限を明らかにし、経済協力部を新設する。

経済協力部長の新設に伴い通商局の次長二名を一名に減ずる

経済協力部 ┬ 経済協力第一課
　　〃　二課
　　〃　三課

(二) 軽工業局にアルコール事業部の新設

アルコール専売事業は、五現業の一つとして一般行政と異なつた面があり、職員も一二〇〇名を超え売上げ高も年間約五十億に達する見込みなので事業部を設けて組織を整備し、経営の能率化を図る。

アルコール事業部 ┬ 管理課
　　職員課
　　業務課

(註) 従来設置されていた、アルコール事業長、アルコール管理官（二名）は廃止

なお、定員一、二五五名については変更はない。

(三) 鉱山保安監督部の局昇格

鉱山保安監督行政の強化充実については従来から問題の多い福岡、札幌の両鉱山保安監督部を更に

機構、人員を重点的に整備強化し、局に昇格させて監督の撤底を図る。

	一定員	純増
	（三六年度）（三七年度）	
福岡	一五四名　一六六名	一二名
札幌	八一名　九一名	一〇名
計	二三五名　二五七名	二二名
二予算	七、三五一、	一、〇〇〇円

(四) 審議会の改廃

(1) 工業生産技術審議会の改組

工業生産技術審議会においては、機械工業及び化学工業の生産技術の向上等に関し、審議しているが、機械工業に関する部門を行政審議会の答申の主旨にそつて機械工業審議会に統合するので、化学工業の生産技術のみを審議の対象とする化学工業生産技術審議会に改める。

委員	五〇名	二八一、
予算		〇〇〇円

(2) 鉱業審議会の廃止

地下資源開発審議会の審議事項を併せて審議する鉱業審議会を設置する。

委員	五五名	五九〇、
予算		〇〇〇円

(3) 電気事業審議会の廃止

電気関係法令の改正に関し調査審議してきたが、電気事業の基本問題について根本的に検討する必要があるので、同審議会に代つて二カ年間に限り電気事業審議会を

設置する。

委員　十五名　予算　五〇九、〇〇〇円

(4) 鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会の廃止

鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会は、審議を重ねて、近く答申の運びとなつたので昭和三十七年三月三十一日限りで廃止する。

(5) 武器生産審議会の廃止

武器生産体制が整備されたのに伴い、昭和三十七年三月三十一日限りで廃止する。

(五) 工業技術院の機構改正

工業技術院の試験研究所の管理業務は官房と調整部に、二元化されているのでこれを統合して総務部を設置して、管理業務の円滑化を図るもので、総務部の下に、現在の官房二課、調整部四課を統廃合して、六課制とする。

また、工業技術院が通産省の所管事業に関する科学技術に関する事項につき総合的施策の立案及び連絡調整ができることを明らかにした。

(六) 定員

(1) 増加　四九一名

鉱山保安監督の強化充実

中小企業行政の推進

内訳　特許審査、審判の促進

常勤職員の定員化（四一四名）

(2) 減　五〇名

外貨割当関係事務の縮減

(3) 差引増　七七名（内振替一名）

純増　七六名

予算　三七、五三二、〇〇〇円

運輸省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、海運企業整備計画審議会の運営と委員の人選、気象庁、航空交通管制本部、海運局、自動車局等における定員配置並びに職員の処遇、港湾、漁港、両行政の関係、海員学校設置の理由等である。

第二、本法律案の改正要点

一、港湾技術研究所を新設する。

二、館山海員学校を新設する。

三、海運企業整備計画審議会を新設する。

四、自動車審議会を廃止する。

五　航空交通管制本部の所在地を改める。
六　気象庁研修所の名称を気象大学校に改める。
七　運輸省の定員を一、三三八人増員する。

第三　改正の理由

一　港湾技術研究所の新設

最近、技術的に極めて高度化している港湾工事の能率的な遂行を図るためには港湾技術に関する研究、調査、試験、設計の業務を一貫して総合的に行なう必要があるので運輸技術研究所の港湾関係部門を母体として、これに港湾局調査設計室を統合して、港湾技術研究所を新設する。

1.　設置場所　　横須賀市川間一六二

2.　機構

港湾技術研究所
- 管理部
- 水工部
- 構造部
- 機材部

3.　予算　　一五三、八八八、〇〇〇円

内訳

人件費　　六四、六四二、〇〇〇円
業務管理費　　一二、六七一、〇〇〇円

研究経費　　七六、五七五、〇〇〇円

4.　定員　　一七七名

二、館山海員学校の新設

海員学校は、全国に九校が設置され、年間約一、四五〇名の海員を養成しているが、海員学校卒業者の需要が増大しているので、館山市に海員学校を新設する。

1.　設置場所　　館山市大賀（海軍飛行隊跡）

2.　生徒数　　一六〇名

3.　予算　　八九、〇五〇、〇〇〇円

内訳

校舎建設費（建設省関係）　　七二、二二三、〇〇〇円
教材費その他（運輸省関係）　　一六、八二七、〇〇〇円

4.　開校予定　　昭和三十八年四月

三、海運企業整備計画審議会の新設

わが国の海運業が国民経済上課せられている重大な使命にかんがみ、個々の海運会社の整備計画を審議する諮問機関として海運企業整備計画審議会を新設する。

1.　委員予定数　　九名（銀行関係四名、学識経験者三名、大蔵、運輸二名）

2.　予算　　六二六、〇〇〇円

四、自動車審議会の停止

自動車審議会は、自動車に関する施策の重要事項を調査審議するために昭和三十五年七月に設置されたが、本年三月三十一日で廃止する。

五、航空交通管制本部の移転

航空交通管制本部は、昭和三十六年度、一〇、〇〇〇万円、同三十七年度三一、〇〇〇万円の予算で都下久留米町に庁舎が新設されたので移転する。

六、気象庁研修所の名称を気象大学校に改める。

気象庁研修所は、気象庁の職員に対して気象業務に従事するために必要な教育及び訓練を行なう機関であるが、その教育内容は、短期大学と同程度なので実態に即するよう気象大学校に改める。

1. 設置場所　千葉県柏市豊四季
2. 学生数　約一七〇名

内科	本科　中堅幹部職員の養成
	二ケ年　三〇名
	普通科　気象技術の専門教育
	一ケ年　約六〇名
	専攻科　気象業務の分野別の専門教育、（部内職員を対象とし、入学資格は適宜定める）
	約八〇名

3. 予　算　名称の変更のみで増加はない。

七、定員の増加

運輸省の定員を一、三三八人増員する。そのうち、新規増は一七〇人、定員外職員の定員化一、一六八人であつて、その内訳は左の通りである。なお、新規増のうち五人は本年限りの暫定定員である。

区分	現行定員	新規増	定員化	改正後定員
本省（内部部局及び附属機関）	一三、八五五(八)	一二二（うち五人の暫定定員がある）	八〇〇	一四、七七七

船員労働委員会	五四			五四
捕獲審検再審査委員会	五			五
海上保安庁	一一、〇七八	減△二一	九八	一一、一五五
海難審判庁	二三三	一	一	二三五
気象庁	五、五九六	六八	二六九	五、九三三
合計	三〇、八二一	一七〇（うち暫定定員五人がある）	一、一六八	三二、一五九（うち暫定定員五人がある）

（註）　右、暫定定員五人は航海訓練所における艤装要員で昭和三十八年三月三十一日までとする。

労働省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

修正の内容……審査中に施行日の四月一日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……委員会、本会議とも多数で衆議院送付の原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、賃金部設置の趣旨とその具体的事務内容、労働基準監督官及び職業安定所職員の定員配置並びにその処遇、労働基準協会等の団体の実態、労働争議防止対策等である。

第二、本法律案の改正点

1. 労働基準局に賃金部を設置する。
2. 現行定員二三、七二二人を二一七人増加して、二三、九三九人とする。

第三、改正の理由及び内容

1. 賃金部設置の理由

わが国経済の発展過程において、賃金問題の合理的解決を促進するためには最低賃金制度の普及をはかるとともに賃金体系の整備改善が必要である。そのためには関係労使ならびに一般が賃金に関する適切な基礎資料を適時活用できるよう、正確公正な基本的統計資料ないし事実を収集・整備するとともに、これを提供をする必要がある。

従来賃金に関する事務は労働基準局賃金課において所掌していたが、以上の様な広範な業務を総合的に運営して行くため賃金部を設けようとするものである。

2. 賃金部の組織及び所掌事務

賃金部の内部組織は、賃金全般に関する企画及び連絡調整、賃金に関する施策の樹立等を所掌する企画課と賃金体系等に関する資料提供等による関係者に対する援助、都道府県労働基準局長の職権に属する最賃制事務の連絡、調整及び指導等を所掌する業務課の二課である。

又、賃金部の定数は四一人であり、うち三七人は従来の賃金課より、四人は振替えをもつてあてられる。

3. 本年度予定している主なる事業内容と予算

a 賃金制度改善指導の積極的推進

賃金制度改善の指導・援助・賃金問題関係基本資料の作成・賃金問題研究会の設置等に要する経費である。

三、八〇三千円

b 最低賃金制度の普及促進

賃金格差の是正と中小企業の体質改善をはかり、国民経済の健全な発達に寄するため、現在実施中の二五〇万人適用計画（現在適用人員一二〇万人）を更に推進するための経費である。

二六、二〇〇千円

c 家内労働対策

家内労働者の労働条件の向上を図るとともに、総合的な家内労働対策の樹立に資するための経費である。

二、〇六五千円

4. 定員増

定員外職員六六人を定員内に繰入れるとともに、労働者災害保険事業および失業保険事業ならびに広域職業紹介関係業務等を積極的に推進するために必要な職員一五二人を増員する。

定員増二一七人内訳

	新規増（人）	振替（人）	常労の定員化（人）
1. 内部部局	一四	△一	五七
大臣官房	八	△三	四〇
労働基準局		二	
婦人少年局	一		
職業安定局	二		
職業訓練局	三		
			九七

（△印は減を示す）

2. 附属機関		四
産業安全研究所		四
労働衛生研究所		
3. 地方支分部局		一三四
都道府県労働基準局		三
労働基準監督署		七九
婦人少年室		一
公共職業安定所		五一
合　計		一五二

(注) 今国会で成立した「炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律の附則により、労働省設置法の一部が改正され、新たに職業安定事務所の制度が設けられ、福岡市に北九州職業安定事務所が新設される。

建設省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、砂防部の設置と農林省所管の砂防事業との関連、宅地制度審議会と地価問題、定員外職員の定員化問題、大都市再開発問題懇談会を法律によって設置しなかつた理由等である。

なお中村建設大臣より大都市再開発問題懇談会の制度化については、十分研究して昭和三十八年度予算編成前に結論をだしたい旨の答弁があつた。

第二、本法律案の内容

一、河川局に砂防部を設置すること。

二、附属機関として宅地制度審議会を設置すること。

三、東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を設置し、中部地方建設局の海岸部を廃止すること。

四、建設省の定員の改正を行なうこと。

第三、砂防部の設置

一、設置の理由

従来、砂防事業及び地すべり防止事業関係の事務は、河川局砂防課において所掌していたが、国土保全の見地から砂防事業及び地すべり防止事業を更に強力に推進するため、砂防行政部局を整備し、新たに河川局に砂防部を設置する。

二、砂防部の所掌事務

砂防部の主なる所掌事務は次の通りである。

1. 砂防に関する事業の実施、助成及び監督、その他砂防法の施行に関する事務を管理すること。
2. 地すべり防止に関する事業の実施、地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督、その他地すべり等防止法の施行に関する事務を管理すること。
3. 砂防設備の災害復旧工事の指導に関する事務、等

三　砂防部の組織及び定員

砂防部の内部組織は、従来の河川局砂防課を移管し、砂防部長の下に砂防課の一課をおく。また部の定員は、従来の砂防課の定員二十五人に部長（部長設置のため、現在大臣官房におかれている技術参事官を廃止する）を加え二十六人とする。

（参　考）

1. 砂防行政については、現在建設省及び農林省において、その権限を分担し、それぞれ実施しているが、両省の権限整備については、昭和三年十月に閣議決定が行われ、その閣議決定に基き、現在も行なわれている。閣議決定は次の通りである。

○　砂防事務と荒廃地復旧及開懇地復旧事務の取扱の件

荒廃地復旧及開懇地復旧に関する事務（農林省所管）と砂防事業（内務省所管）との間に存する権限整備は左の趣旨に依ること。

(イ)　原則として渓流工事及山腹の傾斜急峻にして造林の見込みなき場合に於ける工事は内務省の所管とす。

(ロ)　森林造成を主とする工事は農林省の主管とし尚渓流工事と蝟も右工事と同時に施行する必要ある場合に於ては農林省の主管とす。

(ハ)　右詳細は、実施に先方実施に付き両省において具体的に協議するものとす。

なお、昭和四年十二月、右の閣議決定に基き、両省において協議の結果、次の通り取扱うことに決定している。

一　閣議決定事項(イ)の場合に於ける取扱

造林の見込ある場合と蝟も渓流工事の維持上必要とする近接の箇所にして面積狭少のものは渓流工事と併せ内務省に於て施行すること。

二　同(ロ)の場合における取扱

山腹工事の保護又は維持上必要とする箇所に於ける渓流工事は農林省に於て施行すること。

三　渓流工事の維持上施行する山腹工事

堤多数に及ぶときは各主管の部課に於て面積大なる場合及山腹工事の維持上施行する堰工事の連絡を採る為協議すること。

2. 砂防事業費及び地すべり対策事業費概算推移

（単位　百万円）

	砂防事業費	地すべり対策事業費	合計
昭和三十二年度	（一〇〇）　六、八七七	（一〇〇）　一四二	（一〇〇）　七、〇一九
昭和三十三年度	（一〇三）　七、〇七九	（一八三）　二六〇	（一〇四）　七、三三九
昭和三十四年度	（一三四）　九、二四二	（二二一）　三一五	（一三六）　九、五五七
昭和三十五年度	（一五四）　一〇、六二八	（三一四）　四四六	（一五七）　一一、〇七四
昭和三十六年度	（二〇三）　一三、九五〇	（四二二）　六〇〇	（二〇七）　一四、五五〇
昭和三十七年度	（二二一）　一五、二四二	（五二〇）　七三九	（二二七）　一五、九八一

（注）　(1)　調査費は各事業費に算入している。

(2)　昭和三十六年度事業費は予備費及び補正予算による変更後のものである。

(3)　表中（）内の数字は、昭和三十二年度事業費を一〇〇とした場合の増加率である。

第四、宅地制度審議会の設置

最近における宅地問題の重要性にかんがみ、建設大臣の諮問に応じて宅地制度に関する重要事項を調

査審議するため、臨時に附属機関として宅地制度審議会を設置する。宅地制度審議会は学識経験者より任命される委員十人、専門委員若干名をもつて組織され、主として次の事項につき、調査審議することになつている。

一、宅地の需要供給の不均衡を是正するための措置に関する事項
二、宅地利用の促進と合理化を図るための措置に関する事項
三、宅地価格の安定と流通の円滑化を図るための措置に関する事項
四、その他宅地制度に関する事項

なお宅地制度審議会の設置期間は、昭和三十九年三月三十一日までの二年間であり、その庶務は建設省計画局で行なう。

第五、地方建設局の機構改正

一、用地部の設置

直轄事業の事務量の増大、また用地取得の困難な事情に対処して、地方建設局の用地事務機構を整備するため、前国会で、地方建設局（全国八カ所）のうち、関東地方建設局及び近畿地方建設局に内部部局として用地部を設置する法案が成立したが、今回更に東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を設置する。

今回設置される用地部の定員は両地方建設局とも三十人であるが、このため特に定員増は認められていないため、これらの定員は、地方建設局の定員の再配分により行なうことになつている。

（参　考）

各地方建設局における用地費関係予算は次の通りである。

（単位　百万円）

年度＼地建別	東北地建	関東地建	北陸地建	中部地建	近畿地建	中国地建	四国地建	九州地建	合　計
昭、三六年度	三、二八五	四、四二八	一、〇九四	三、二六五	二、四五五	一、九六五	六二六	二、六九八	一九、八一六
昭、三七年度	四、三二二	五、八六二	一、三八五	二、六九八	二、七六二	二、四二五	九五三	三、五五六	二三、九六三

二、海岸部の廃止

伊勢湾台風により災害を受けた伊勢湾に面する地域に対する高潮対策事業は、工事の規模、工期等よりみて、国が直轄または委託を受けて施行することが必要であるため、昭和三十四年十二月中部地方建設局に臨時に海岸部が設置されたが、この伊勢湾高潮対策事業が昭和三十七年九月をもつて完了するため、それに伴なつて、海岸部も本年九月三十日をもつて廃止するものである。

第六、定員の改正

定員の変動は次の通りである。

改正前定員	昭和三十七年度新規増減	定員化数	差引計	改正後定員
三一、一三〇	△　二〇一	四、七九一	四、五九〇	三五、七二〇

一、新規増減の内訳は次の通りである。

1.　増　員

(イ)　本省関係

(ロ) 附属機関　（国土地理院、各研究所）　一〇人
(ハ) 地方建設局（道路事業の拡大に伴なうもの）　八五人
計　一〇九人

2. 減員
(イ) 地方建設局　三一〇人
（伊勢湾高潮対策事業の完成、及び水資源開発公団への移管等に伴なうもの）

第七、本法律案に伴なう予算
本法律案の施行により、昭和三十七年度に要する予算は、宅地制度審議会の委員手当等約三十万円、及び用地部設置に伴なう人件費（俸給の調整額等）約三十七万七千円である。

自治省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過
衆議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
委員会における主なる質疑は参与二人増員の理由、参与の任務及びその待遇問題、地方公務員共済組合法実施に伴う増員等である。

第二、本法律案の内容
一　自治省に置かれている参与を二人増員すること。

二、職員の定員を三十三人増加すること。

第三、参与二人の増員について
参与は、従来十人以内置かれることになつていたが、今回その数を二人増員して十二人以内置きうることとする。
従来、参与は地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者六人及び学識経験者四人をもつてこれにあて法律案、予算、起債計画等重要な省務に関し、自治大臣に対し意見を申し述べることを任務としていたが、最近における新産業都市建設の促進、国及び地方を通ずる長期経済計画に関連する地方行政の進展に伴い、この方面の学識経験者を特に経済界方面より求め、参与として新たに加え、自治行政が、これらに即応するようにしようとするものである。
なお学識経験者のうちから任命する参与については任期が二年と定められている。
本年三月現在の参与は次の通りである。
(イ) 地方公共団体の代表者（六人）
1. 全国知事会代表者　東　龍太郎（東京都知事）
2. 全国市長会代表者　高山　義三（京都市長）
3. 全国町村長会代表者　山本　力蔵（千葉県小見川町長）
4. 全国都道府県議会議長会代表者　建部　順（東京都議会議長）
5. 全国市議会議長会代表者　津村　峯男（横浜市議会議長）
6. 全国町村議会議長会代表者　石田　真宗（福島県大熊町議会議長）
(ロ) 学識経験者（三人）、欠員一人）

東京大学教授　田中二郎
一橋大学教授　井藤半彌
元　北海道庁長官　留岡幸雄

第四、定員関係

一、自治省の定員を新規増及び定員化により三十三人増員する。その内訳は次の通りである。

区分	改正前の定員	新規増定員	定員化	改正後の定員
本省	三二三	一八	八	三四九
消防庁	一四〇	二	五	一四七
合計	四六三	二〇	一三	四九六

二、新規増員の内訳は次の通りである。

1. 本省関係
   (イ) 地方公務員共済組合制度の実施に伴う増（行政局）　六人
   （別途地方公務員共済組合法が提出され衆院で経続審査になつた。）
   (ロ) 固定資産評価制度を全面的に改正し、新しい評価基準の作成施行、及び中央固定資産評価審議会設置（別途提出の地方税法の改正法案により設置）に伴う増（税務局）　九人
   (ハ) その他地方債許可事務関係（財政局）一人、会計事務等（長官官房）二人
2. 消防庁関係
   危険物取締強化等に伴う増　二人

第五、本法律案に伴う予算（昭和三十七年度）

一、参与二人増員に伴うもの
　参与は平均月一回会議を行なつており、その手当は一人平均一回約一、〇〇〇円である。
　一〇、三九二、〇〇〇円
二、定員二十人新規増に伴うもの
　一〇、四一七、〇〇〇円
　合計　二五、〇〇〇円

農林省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……継続審査に決定。
参議院……予備審査として提案理由を聴取。

第二、本法律案の改正要点

一、振興局の所掌事務の一部を分離して園芸局を新設する。
二、振興局に農林経済局の所掌事務の一部を移管するとともに農業構造の改善に関する事務を追加する等その所掌事務を整備し、これを農政局に改組する。
三、農林経済局に大臣官房の所掌に係る国際協力関係事務を移管するほか、農政局の設置等に伴う農林経済局の機構及び所掌事務を整備する。
四、肥料検査所及び飼料検査所を統合し、肥飼料検査所を設置（全国六ケ所）する。
五、農林省の地方支分部局として、地方農林局を設置（全国七ケ所）する。これに伴い農地事務局、漁業

調整事務局等を廃止する。

六　林野庁に職員部を新設する。

七　水産庁に長官官房を置き、次長を廃止するほか、水産物に関する事務等を生産部から漁政部に移管し、水産講習所を水産大学校に改称する等機構及び所掌事務の整備を行ない、また、水産庁設置法を廃止して、農林省設置法に水産庁に関する規定を加える。

八　漁業制度調査会法を廃止する。

九　事業計画に伴う機構改正（地方農林局設置等）後の本省及び各外局の定員を左の通りとする。

区分	改正前	改正後	差引増減	備考
本省	二九、四四六人	三〇、三三八人	増八九二人	（八五五人）	純増、振替増二八九人 純減、振替減二五二人
食糧庁	二八、九四六人	二八、九四六人	○	（一五人）	本省振替減　一五人
林野庁	一、〇六九人	一、〇七七人	増八人	（八人）	本省から振替増　六八人
水産庁	一、七四〇人	一、七〇二人	減三八人	（三四人）	本省へ振替減　七八人
合計	六一、二〇一人	六二、〇六三人	増八六二人	（九一二人）	純増　一九六人 純減　二四六人

（参考）林野庁職員の政令定員（新規増なし）

昭和三十六年度	昭和三七年度	増（定員化）
三七、三一五人	四一、一六一人	三、八四六人

第三　本法律案に伴う予算

1. 園芸局の新設　　八、三六五（千円）
2. 地方農林局の新設　　一〇〇、七七六
3. 肥飼料検査所の新設　　八、五九一
合　計　　一一七、七三三

中小企業省設置法案

第一　審査経過

衆議院……本会議において、別途自民党、社会党よりそれぞれ提出された中小企業基本法案等と一括して趣旨説明、質疑が行われたが、委員会においては提案理由の説明を聴取したのみで、継続審査に決定。

参議院……予備審査として提案理由を聴取。

第二　本法律案の内容

本法律案は、衆議院議員日本社会党松平忠久君他二十六名より、中小企業基本法案、中小企業組織法案とともに提出されたものであり、中小企業者の事業の育成及び発展を図るため、新たに中小企業省を設置し、その機構の整備を図ろうとするものである。

中小企業省の任務は、中小企業者の組織、経営近代化、振興及び助成に関する事務や、基本政策の樹立に関する事務等を一体的に遂行するものであり、その組織は、内部部局として大臣官房のほか、振興局、組合局、経営指導局、商業局の四局とし、地方支部分局として全国八ケ所に中小企業局を設置し、また外局として中小企業調整委員会を設置する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

修正の内容……審査中に施行日の四月一日を経過したので、これを公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日から適用とする。

参議院……会期切れのため審査未了

第二、本法律案の主なる内容

一、大臣官房人事部の所掌事務が質量とも膨大になつてきたため、人事部を官房より分離し、独立の局とすること。

二、電波管理局の次長制を廃止して、新たに同局に放送部、無線通信部及び監視部の三部を設置すること。

三、放送に関する法制について検討を加え、関係諸問題を調査審議するため、附属機関として、存続期間を二年とする臨時放送関係法制調査会を設置すること。

四、郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の定員を定員外職員の定員化九〇人を含めて一〇一人増員すること。

（附）(1)　臨時行政調査会委員（昭三七、二、九　発令）

会長　佐藤喜一郎（前行政審議会会長、三井銀行会長）

委員　安西正夫（昭和電工社長）

今井一男（国家公務員共済組合連合会理事長）

大田薫（総評議長）

高橋雄豹（新聞協会会長）

花井忠（元検事総長）

蠟山政道（民主社会主義研究会議長）

(2) 第４０国会における政府提出法律案にもとづく各行政機関の主

(A) 成立したもの

行政機関名	外局の設置	外局の廃止	局の設置	部の設置	部の廃止	地方支分部局の設置
内閣				内閣法制局第4部		
総理府本府						
警察庁			交通局			
経済企画庁			水資源局			
科学技術庁			研究調整局			
防衛庁	防衛施設庁	調達庁				

なる機構改組一覧表

附属機関の設置		附属機関の廃止	関係法律案名
審議会等	その他の機関		
			総理府設置法等の一部を改正する法律案
臨時司法制度調査会			○臨時司法制度調査会設置法案
港湾労働等対策審議会 交通基本問題調査会 補助金等合理化審議会 輸出会議 税制調査会		訴願制度調査会 固定資産評価制度調査会 農林漁業基本問題調査会 公営競技調査会 町名地番制度審議会 税制調査会	総理府設置法等の一部を改正する法律案
新産業都市建設審議会		低開発地域工業開発審議会	○新産業都市建設促進法案
		中央災害救助対策協議会 地方災害救助対策協議会 都道府県災害救助対策協議会	○災害対策基本法等の一部を改正する法律案
			○警察法の一部を改正する法律案
			経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
			科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
			防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

附属機関の設置		附属機関の廃止	関係法律案名
審議会等	その他の機関		
			外務省設置法の一部を改正する法律案
臨時しょう脳事業審議会			○しょう脳専売法を廃止する法律案
			大蔵省設置法の一部を改正する法律案
		全国資産再評価調査会 地方資産再評価調査会	
著作権制度審議会	国立近代美術館分館	著作権審議会	文部省設置法の一部を改正する法律案
臨時義務教育教科用図書無償制度調査会			○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案
学校法人紛争調停委員			○学校法人紛争の調停等に関する法律案
			厚生省設置法の一部を改正する法律案
化学工業生産技術審議会 鉱業審議会 電気事業審議会		工業生産技術審議会 武器生産審議会 鉱業法改正審議会 地下資源開発審議会 石炭鉱害対策審議会 電気関係法令改正審議会	通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
家庭用品品質表示審議会		繊維製品品質表示審議会	○家庭用品品質表示法案
石油審議会			○石油業法案

行政機関名		外局の設置	外局の廃止	局の設置	部の設置	部の廃止	地方支分部局の設置
外務省				経済協力局		経済協力部	
大蔵省	本省				証券部		
	国税庁						
文部省							
厚生省		社会保険庁				未帰還調査部	
通商産業省					経済協力部 アルコール事業部		

附属機関の設置		附属機関の廃止	関係法律案名
審議会等	その他の機関		
海運企業整備計画審議会	港湾技術研究所 館山海員学校	自動車審議会	運輸省設置法の一部を改正する法律案
			労働省設置法の一部を改正する法律案
			○炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案
宅地制度審議会			建設省設置法の一部を改正正する法律案
中央固定資産評価審議会		地方財務会計制度調査会	○地方税法の一部を改正する法律案
住居表示審議会			○住居表示に関する法律案
20	3	22	

行政機関名	外局の設置	外局の廃止	局の設置	部の設置	部の廃止	地方支分部局の設置
運輸省						
労働省				賃金部		
						北九州職業安定事務所
建設省				砂防部		
自治省						
計	2	1	4	6	2	1

（註）　○印は他の常任委員会に付託となつた法律案

（参考）

1. 議員提出法律案「豪雪地帯対策特別措置法案」により、総理府に豪雪地帯対策審議会設置
2. 昭和３７年度新設の事業団、公団は下記の通り

(1) 海外技術協力事業団、(2) 産炭地域振興事業団、(3) 簡易保険郵便年金福祉事業団、(4) 阪神高速道路公団

附属機関の設置		附属機関の廃止	関係法律案名
審議会等	その他の機関		
臨時医療報酬調査会			○臨時医療報酬調査会設置法案
	肥飼料検査所	肥料検査所 飼料検査所	農林省設置法の一部を改正する法律案
		漁業制度調査会	
玄海連合海区漁業調整委員会			○漁業法の一部を改正する法律案
臨時放送関係法制調査会			郵政省設置法の一部を改正する法律案
地方公務員共済組合審議会			○地方公務員共済組合法案
4	1	3	

(B) 不成立となつたもの

行政機関名		局の設置	部の設置	部の廃止	地方支分部局の設置
総理府本府					
農林省	本省	園芸局		農業協同組合部	地方農林局（全国7ケ所）
	林野庁		職員部		
	水産庁				
郵政省		人事局	放送部 無線通信部 監視部	人事部	
自治省					
計		2	4	2	1

（註） 1. ○印は他の常任委員会に付託となつた法律案

2. 農林省設置法一部改正法案、漁業法一部改正法案、地方公務員共済組合法案は衆院で継続審査

臨時医療報酬調査会設置法案、郵政省設置法一部改正法案は当院で審査未了。

(3) 第４０国会における各行政機関定員増減一覧表

(A) 成立したもの

行政機関名	改正前の定員	昭和３７年度増減			改正後の定員	備考
		新規増減	定員化数	計		
総理府						
本府	3,480	15	534	549	4,029	うち１２５人は昭３８.３.３１までおかれるものとす。
公正取引委員会	245	0	0	0	245	
警察庁	7,757	19	0	19	7,776	
土地調整委員会	18	0	0	0	18	
官内庁	1,105 (22)	3	95	98	1,203 (22)	( )内は内数で特別職数を示す。
行政管理庁	1,654	0	10	10	1,664	
北海道開発庁	10,430	30	1,267	1,297	11,727	
経済企画庁	532	25	7	32	564	
科学技術庁	1,314	160	97	257	1,571	
法務省	46,397	324	105	429	46,826	
本省	44,677	221	104	325	45,002	
司法試験管理委員会	－	－	－	－	－	
公安審査委員会	10	0	0	0	10	
公安調査庁	1,710	103	1	104	1,814	
外務省	2,398 (75)	46 (3)	4	50 (3)	2,448 (78)	( )内は内数で特別職数を示す。
大蔵省	66,069	403	395	798	66,867	
本省	15,335	403	178	581	15,916	
国税庁	50,734	0	217	217	50,951	
文部省	74,748	2,780	5,631	8,411	83,159	
本省	74,237	2,778	5,561	8,339	82,576	うち国立学校職員 80,436 新規増 2,728 定員化 5,452
文化財保護委員会	511	2	70	72	583	
厚生省	48,955	361	317	678	49,633	このほか暫定定員として昭３８.５.１５まで本省に１７人おかれる
本省					49,064	社会保険庁設置後の定員
社会保険庁					569	社会保険庁設置後の定員
通商産業省	12,357	77	414	491	12,848	
本省	11,105	33	394	427	11,532	
特許庁	1,115	29	20	49	1,164	
中小企業庁	137	15	0	15	152	
運輸省	30,821	165	1,168	1,333	32,154	
本省	13,855	117	800	917	14,772	このほか暫定定員として昭３８.３.３１まで本省に５人おかれる
船員労働委員会	54	0	0	0	54	
捕獲審検再審査委員会	5	0	0	0	5	
海上保安庁	11,078	△21	98	77	11,155	
海難審判庁	233	1	1	2	235	
気象庁	5,596	68	269	337	5,933	
労働省	23,722	151	66	217	23,939	
本省	23,505	151	66	217	23,722	
中央労働委員会	89	0	0	0	89	
公共企業体等労働委員会	128	0	0	0	128	
建設省	31,130	△201	4,791	4,590	35,720	
自治省	463	20	13	33	496	
本省	323	18	8	26	349	
消防庁	140	2	5	7	147	
合計	363,595 (97)	4,378 (3)	14,914	19,292 (3)	382,887 (100)	( )内は内数で特別職数を示す

（参考）

(イ) 防衛庁定員

行政機関名	改正前の定員	昭和37年度増減			改正後の定員	備考
		新規増減	定員化数	計		
防衛庁						
本庁	268,333	2,466	302	2,768	271,101	防衛施設庁設置の日の前日までの定員
調達庁	2,677				2,677	
本庁					270,191	防衛施設庁設置後の定員200人減員は防衛施設庁設置の日から昭和40.3.31までの間に減員する。( )内は内数で一般職（労務関係職員）を示す。
防衛施設庁		△200			3,387 (121)	

(ロ) 政令定員

行政機関名	改正前の定員 (A)	昭和37年度増減			改正後の定員 (A+B)	備考
		新規数	定員化数	計 (B)		
大蔵省						
本省	9,436	98	10	108	9,544	内訳 造幣局1,846 印刷局 7,698
農林省						
林野庁	37,315	△50	3,896	3,846	41,161	
通商産業省						
本省	1,252	△ 1	0	△ 1	1,251	
郵政省	277,985	7,322	7,896	15,218	293,203	
合計	325,988	7,369	11,802	19,171	345,159	

地方自治法附則第8条関係及び奄美群島関係職員						
厚生省	13,209	642	0	642	13,851	
運輸省	1,502	61	5	66	1,568	
労働省	2,191	14	0	14	2,205	
自治省	129	0	38	38	167	
合計	17,031	717	43	760	17,791	

(ハ) 不成立となつたもの

行政機関名	改正前の定員 (A)	昭和37年度増減			改正後の定員 (A+B)	備考
		新規数	定員化数	計 (B)		
農林省	61,201	△50	912	862	62,063	
本省	29,446	37	855	892	30,338	
食糧庁	28,946	△15	15	0	28,946	
林野庁	1,069	0	8	8	1,077	
水産庁	1,740	△72	34	△ 38	1,702	
郵政省	3,202	11	90	101	3,303	
合計	64,403	△39	1,002	963	65,366	

給与関係

給与関係法案その他給与関係の審査概要

給与関係では、内国旅費における日当、宿泊料などの定額を引上げる等の旅費法改正案が提出され、衆議院においては、二月二十三日に大蔵委員会で多数をもつて原案通り可決。参議院においては、当委員会で日当、宿泊料などの支給区分を整理しながら移転料の支給区分の整理を行わなかつた理由、今回の二割程度引上げの根拠、在勤地内旅行の日当、宿泊料の定額、日額旅費の算出基準などについて質疑があり、三月八日、全会一致で原案通り可決、左の自民、社会、同志会共同提案の附帯決議案も全会一致で可決し、本会議は三月十四日に多数をもつて可決した。

附帯決議

「政府は、七等級の職務にある者に対し、一等の鉄道賃、中級の船賃の支給をすることにつき、すみやかに検討すること。

右決議する。」

なお、本国会における給与論議は、右のほか、昭和三十六年十二月十四日付の暫定手当本俸繰入れに関する人事院勧告、並びに寒冷地手当の支給割合引上げ等の問題について、三月一日、八日、四月十九日、二十日、二十四日、二十七日の委員会において、福永給与担当大臣、入江人事院総裁等に対し、暫定手当の勧告実施について昭和三十七年度予算に計上されていない理由、及びその経緯並びに実施の見透し、勧告の実施と公務員給与水準との関係、勧告実施を次期給与改定と分離して措置すべきであるとの点、寒冷地手当の支給割合引上げに関する当委員会の附帯決議による措置をなさない理由並びにその勧告時期の見透しなどに

ついて質疑が行われたほか、各省設置法改正案に関連して、三月二十二日、二十七日、四月五日に法務局の支所、出張所、保護観察所、少年院の職員、三月二十九日に鉱山保安監督関係職員、特許庁の審査官、審判官、気象庁職員、三月三十一日に海運局、航空交通管制本部、自動車局の職員、四月十日に宮内庁職員、四月十七日に労働基準監督官、職業安定所職員、四月三十日に海外派遣技術者などのそれぞれの処遇改善の問題、特に半日直、宿日直手当、超過勤務手当、出張旅費、日額旅費などの支給の実情とその改善などについて、また、三月十三日、十五日には国立大学病院の無給職員の処遇並びに教育、研究職の等級別定数改定の問題についてそれぞれ関係大臣等に質疑がなされた。

そのほか、四月十九日、二十日の両日に、人事院の本年度民間給与調査の方法、本年度の給与改定勧告の見透し、三公社、五現業の年度末に支給される特別手当にならい、一般公務員にも年度末手当を支給すべきではないかなどの問題についても論議がなされた。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

第一、本法律案の改正要点

一、内国旅行における車賃、日当、宿泊料、食卓料の定額を引上げるとともに支給区分を整理する。（別表第一の一改正）

二、移転料の定額を引上げる。

三、その他所要の規定の整備を行なう。

第二、本法律案の内容

一、車賃、日当、宿泊料、食卓料の定額を引上げるとともに支給区分を整理する。

国家公務員等が公務による内国旅行中、必要とされる費用にあてるため支給される旅費のうち車賃（鉄道以外の陸路による旅行に要する費用にあてる旅費）、日当（旅行中の中食費及び諸雑費にあてる旅費）、宿泊料（旅行中の宿泊の費用にあてる旅費）、食卓料（船賃、航空賃の外に別に食費を要する場合の食事代、その他の雑費にあてる旅費）は法別表第一の一により内閣総理大臣等並びに行政職俸給表㈠の職務の等級別による定額（定額の計算基礎はいずれも七等級以下の職務の者の定額を基礎として、それ以上は一定額を加算して算出されている）によつて決められており、現行の定額は昭和三十一年五月一日（二等級は、昭和三十二年八月一日）以降実施されたものであるが、最近におけ

るこれらの費用の実態等を考慮して、その定額を平均二割程度引上げるとともに（別紙、新旧比較を参照）、この際、職務の等級別の支給定額の格差の縮少を図るため、職務の等級一等級から八等級までの旅費支給区分の七段階を四段階に整理し、一等級と二等級、四等級と五等級、六等級と七等級以下をそれぞれ同一区分とする。

二、移転料の定額を引上げる（別表第一の二改正）

移転料は赴任に伴う住所又は居所の移転が行なわれた場合支給される旅費であり、法別表第一の二により内閣総理大臣等並びに行政職俸給表(一)の職務の等級別による定額（定額の計算基礎は、七等級以下の職務にある者の路程の区分に定められた定額を基礎として、それ以上は一定額を加算して算出されている）によつて決められており、従来の定額は、昭和二十七年四月一日（二等級は昭和三十二年四月一日）以降実施されたものであるが、その定額が職員の赴任の実態等にそぐわなくなつているので、この際現行定額を約五割弱引上げる。（別紙、移転料引上率を参照）

三、所要の規定の整備（第十七条、第二十五条の改正）

1. 内国旅行の船賃として、特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金を支給できることとする。即ち宇高連絡船には特別船席料金（五〇円）、青函連絡船には座席指定料金（一等二〇〇円）が昨年より設けられたので、内閣総理大臣等及び三等級以上の職務にある者が、これらの航路による旅行をする場合、その額を支給する。

2. 三階級に区分する船舶による運賃の等級は、現在、一等、二等、三等と区分されているが、これを上級、中級、下級に改めるなど支給規定の整備を行なう。

3. 六才未満の者を同伴する場合二人まで（従来は一人）鉄道運賃などが免除されることとなつたので、これに伴ない、扶養親族移転料（赴任に伴つて扶養家族を移転するための費用にあてる旅費）のうち、鉄道賃などの支給の規定を整備する。

第三、本法律案施行に要する経費

本法律案施行に関連する昭和三十七年度分の増額は一般会計約六億円、特別会計約二億円である。

宿泊料、食卓料新旧比較

宿泊料						食卓料		
地方		乙地方				改正前	改正後	率
改正後	率	改正前	改正後	率				
円 3,600	% 33.8	円 2,150	円 2,800	% 30.2		円 520	円 700	% 34.6
3,000	23.0	1,950	2,400	23.1		470	600	27.7
2,650	20.5	1,760	2,100	19.3		420	500	19.0
	27.4	1,660		26.5		400		25.0
2,300	17.9	1,560	1,800	15.4		380	400	53
1,900	10.5	1,370	1,500	9.5		330	350	6.0
	29.3	1,170		28.2		290		20.7
1,500	11.9	1,080	1,200	11.1		260	300	15.4
	23.0	980		22.4		230		30.4

を実態に合わせて引上げ、その額を基準として、それぞれ下記の率に

宿泊料（甲、乙）

25％

50％

75％

100％

140％

内国旅行の車賃、日当、

		車賃		日当			
		改正前	改正後	改正前	改正後	率	甲 改正前
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁長官	円 9	円 10	円 520	円 700	% 34.6	円 2,690
	その他の者	8	9	470	600	27.7	2,440
1等級の職務にある者		8	8	420	500	19.0	2,200
2等級	〃	7		400		25.0	2,080
3等級	〃	7	7	380	400	53	1,950
4等級	〃	6	6	330	350	6.0	1,720
5等級	〃	5		290		20.7	1,470
6等級	〃	5	5	260	300	15.4	1,340
7等級以下	〃	4		230		30.4	1,220

（参　考）　改正定額の計算については6等級以下の職務にある者の定額

よる額を加算して算出している。

	日当、食卓料
4等級、5等級	20％
3等級	40％
1等級、2等級	60％
その他のもの	100％
内閣総理大臣	140％

内国旅行の移転料引上率

区分	鉄道 50km未満	鉄道 50km以上～100km未満	鉄道 100km以上～300km未満	鉄道 300km以上～500km未満	鉄道 500km以上～1,000km未満	鉄道 1,000km以上～1,500km未満	鉄道 1,500km以上～2,000km未満	鉄道 2,000km以上
各職務の等級を通じ、現行に対する引上率	%	%	%	%	%	%	%	%
	46.3	50.6	47.8	48.4	48.4	47.7	51.7	49.5

（参考）　職務の等級間における格差は、7等級以下の職務にある者の定額を基準としてそれぞれ下記の率による額を加算している。

6等級　10%、　5等級　20%、　4等級　40%、　3等級　60%

2等級　70%、　1等級　80%、　その他の者100%、　内閣総理大臣120%

（附）

(1)　暫定手当の人事院勧告に関する調査資料

第一　暫定手当の従来の経緯

暫定手当は、昭和三十二年の第二十四回国会の衆院修正で従来の勤務地手当の廃止に伴い、昭和三十二年四月一日以降新たに設けられた手当であり、従来、勤務地手当の支給を受けていた職員の給与が、勤務地手当の廃止によつて減収とならないようにこれに代る措置がとられるまでの間暫定的に支給するという趣旨のものである。暫定手当の支給額は定額制をとつており、昭和三十二年の改正法による俸給月額の千六十二分の千に扶養手当の平均月額九五〇円を加えた額に四級地は百分の二十、三級地は百分の十五、二級地は百分の十、一級地は百分の五を乗じて得た額を基準として支給することとしたが、同改正案で当時の非支給地に三年計画をもつて暫定手当の一段階分を支給することとなり、昭和三十四年の第三十一回国会でその一段階相当額の本俸繰入れが行なわれたので、同年十月一日より現在まで四級地については、右の一級地を基準とした定額の三倍、三級地は二倍、二級地は一倍を支給し、一級地は支給しないこととなつている。

右の如き過渡的な手当制度に対し、両院の内閣委員会特に当委員会においては終始、その本俸繰入れ問題の論議が重ねられて、現在に至つているが、その間、昭和三十五年の第三十四回国会において成立した一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律によつて、人事院に地域給に関し、適当と認める措置（暫定手当の整理を含む）について、調査研究するとともに、国会及び内閣に勧告する権限が与えられ（同法第二条第一項第六号）また、一方両院の内閣委員会においては、昭和三十二年の第

二十四回国会にそれぞれ次の附帯決議が行なわれた。

「昭和三十五年度以降における暫定手当については、これを速かに整理し、その本俸繰入れの措置を講ずること。」（参院）

「同一市町村における暫定手当の不均衡は速かにこれを是正すること。」（参院）

「市町村合併に伴う同一市町村内の暫定手当支給の不均衡はなるべくすみやかにこれを是正すること。」（衆院）

人事院は右の経過に鑑みて調査研究を続けていたが、暫定手当の支給地域区分が、暫定手当に切りかえられた当時の勤務地手当の支給区分（この支給区分は昭和二十七年十月に改められたものである）をそのまま凍結しているため、同一市町村内における不均衡が甚だしい状態となつていたので、昭和三十五年十二月二十七日に、とりあえずその不均衡の調整措置などを勧告した。この勧告に基づいて昭和三十六年の第三十八回国会で一般職の職員の給与に関する法律の改正が行なわれ、昭和三十六年四月一日における市町村の区域内において、その全地域について暫定手当が支給されているが、支給地域区分を異にする地域がある場合には、そのうちの最低の支給地域区分の地域に在勤する職員に対して、一段階上位の支給地域区分の暫定手当を支給すること及び同日において、暫定手当が支給されている地域と暫定手当が支給されていない地域とがある場合には、非支給地に在勤する職員に対して二級地の暫定手当を支給する措置が講ぜられた。

参考

この措置により暫定手当の支給されている全国三三二市町村のうち、同一市町村内に不均衡のある市町村が一八三あつたが、そのうち、一二八町村が完全に是正され、改正後も異なる級地区分を含む市町村は五四となつた。（昭、三六、一、一　現行の行政区画）

第二、今回の勧告の内容説明

以上の経緯により、人事院は暫定手当の整理について研究を進めていたが、昭和三十六年十二月十四日に一般職の職員の給与に関する法律第二条第一項第六号の規定に基づき暫定手当の俸給への繰り入れ等に関する勧告を国会及び内閣に行なつた。

勧告内容は左の如し

一、一段階相当額を俸給に繰入れる措置

一般職の国家公務員で暫定手当の支給されていない地域に在勤する者に対し、最初の一年間は職員が二級地に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当の額に相当する額（一段階相当額）の三分の一の額を、次の一年間は一段階相当額の三分の二の額を、右の二年間を経過した時から一段階相当額を俸給に繰り入れることとする。

即ち、全国三、五二九市町村（昭、三六、一、一　現在の行政区画で東京都の二十三区は一区を一市とみなす。）のうち、暫定手当の支給されていない地域は三、一九七市町村であるが、その地域に在勤する者に対して、暫定手当の一段階分（一段階分相当額の平均は現行本俸の三・六％程度）を支給することとし、その支給については、最初の一年間は一段階分の三分の一の額を支給し、次の一年間は三分の二を支給し、二年間を経過したときから一段階分全額を支給することとしている。この措置により、三年目にして現在の非支給地は二級地と同様に取扱われることとなり、その後、適当な時期にその一段階相当額を本俸に繰入れることとする。これにより、現在の一級地、二級地は暫定手当の支給されない地域となり、四級地と、三級地のみが支給対象となる。つ

まり、現在の非支給地域は平均三・六％本俸が増え、二級地では現行の手当額全部が本俸に繰入れられ、三級地では本俸に対する平均の暫定手当額が現行の半分の三、六％となり、四級地は現行の三分の二の七・二％となる。この結果、暫定手当が支給される地域は、六大都市のほか、広島、岡山、札幌千葉など一五四市町村に限られることとなる。

なお、一般職の国家公務員の級地別人員数の概算（昭、三六、一、一現在における推定数）は、一級地（旧零級地を含む）十二万九千人、二級地九万四千五百人、三級地五万六千九百人、四級地十六万七千六百人となつている。

三、在勤する地域を異にして異動した場合の特例措置

現に受けている暫定手当の支給地域区分より低い区分の地域に異動する職員については、人事交流会で一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行なわれ、その異動の日から六月間異動前の支給地域区分に応ずる暫定手当を支給する措置が講ぜられたが、今回、この六月間を一年間に延長することとする。

三、本勧告実施に要する経費

一、の措置を実施する場合において、一般職の国家公務員については、最初の一年に要する経費は約六億三千六百万円の見込みである。（以上人事院調）

二、の措置を実施する場合における年間経費は約四千四百万円である。

なお、大蔵省調による会計別の一、の経費は、諸手当等へのはね返り分をも含めて、最初の一年に要する経費は次の如くである。

一般会計職員分	約二十　億円（うち義務教育国庫負担分十億円）
特別会計職員分	約　九億円（うち五現業分八億円）
政府関係機関職員分	約　十二億円（三公社分）
地方公務員分	約三十二億円（うち義務教育国庫負担分十億円）

四、本勧告の実施時期など

人事院は、一、および二、の措置については、実施期日は明示していないが、なるべくすみやかに実施せられることを望んでいる。

なお、人事院は、一、の措置の完了後においては、暫定手当の支給される地域はきわめて限られたものとなるので、暫定手当のその後の取扱いについては、あらためて給与を決定する諸条件を勘案して決定することとしている。

現行暫定手当支給率例

俸給月額	2級地		3級地		4級地	
等級号俸	俸給月額A	比率 B/A	暫定手当額B	比率 C/A	暫定手当額C	比率 D/A	暫定手当額D
8等級6号俸	11,400円	3.68%	420円	7.37%	840円	11.04%	1,260円
7等級6号俸	18,300	3.66	670	7.32	1,340	10.98	1,910
6等級6号俸	22,000	3.68	810	7.36	1,620	11.04	2,430
5等級6号俸	27,800	3.58	1,000	7.19	2,000	10.74	3,000
4等級6号俸	36,000	3.56	1,280	8.12	2,580	10.67	3,840
3等級6号俸	53,600	3.49	1,870	6.98	3,740	10.47	5,610
2等級6号俸	76,800	3.32	2,550	6.64	5,100	9.96	7,650
1等級6号俸	99,800	3.33	3,320	6.65	6,640	9.99	9,960

第一、三公社、五現業職員の特別給与について

国鉄、専売、電々の各公社職員に対しては、年度末の三月に特別給与（いわゆる業績手当）が支給されているが、この業績手当は職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したとき、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を充てて支給するものであり、（根拠……昭和三十六年度政府関係機関予算総則第九条、第十七条、第二十六条）本年三月末には、各公社とも職員の基準内給与（俸給、扶養手当、暫定手当）の〇、四月分が支給された。（昨年三月末には〇、五月分）

また、五現業職員のうち郵政についても同様な趣旨による業績手当が支給されており、（根拠……昭和三十六年度特別会計予算総則第十一条）本年三月末に同じく基準内給与の〇、四月分が支給された。（昨年三月末には〇、五月分）

なお、郵政以外の林野、造幣、印刷、アルコール専売の四現業については、本年四月十四日の公共企業体等労働委員会の六%賃上げの仲裁裁定にあわせて、四現業の職員のうち、本年三月三十一日の在職者について、年度末に一時金として基準内給与の〇、二月分（四千円～五千円）の特別給与を支給すべき旨の裁定がなされた。

第二、一般職職員の特別給与について

一般職の給与法適用職員については、六月及び十二月に支給される期末、勤勉手当のほかには、特に年度末に特別給与が支給された例はなく、また、その制度はない。

なお、この特別給与については、昭和三十一年七月十六日に人事院より一般職の給与法適用職員にも

恩給・共済関係

五現業の職員及び三公社の職員との給与の均衡を図るため、毎年三月に俸給、扶養手当、暫定手当の月額の合計額の〇、一五月分に相当する特別手当を支給すべき旨の勧告がなされたが、政府は、勧告通りに特別手当という新しい手当を創設することは給与体系をますます複雑にするおそれがあるので、この年度末の特別手当は設けず、既存の十二月の期末手当の額を〇、一五月分増額する（昭和三十一年十二月分より実施）こととした経緯がある。

恩給共済関係法案の審査概要

今国会において、当委員会で審査した恩給共済関係法案は恩給法等の改正法案、旧令による共済組合等の年金関係法案及び公企体共済改正法案の三件である。

恩給法等の改正法案は、公務員給与の引き上げ、生活水準の上昇等にともなう恩給のベース・アップともいうべきものであるが、この恩給ベース改定にあたり、普通恩給と、公務傷病者及び公務死没者の遺族の恩給との間に段階を設けるとともに、これらの改正は、国家財政を考慮して、三カ年にわたる年次計画によつて処理することとしている。

恩給に関する問題の中心は、公務員の給与改定に恩給額をスライドさすことの可否であるが、これに関する政府の見解は、恩給の額の引き上げは、国民の生活水準の上昇及び、国民感情等も考慮し、それらを総合的に判断してきめるとのべている。

次に旧令による共済組合等からの年金及び旧国家公務員共済組合からの年金について、今回の恩給の額の改定に準じて所要の改定を行なおうとするものである。

また、公企体共済改正法案は、第三十八国会において成立した健康保険法、恩給法及び国家公務員共済組合法等の一部改正に伴い、公企体共済組合の給付の内容に不均衡を生ずることとなつたので、その内容を合理化する等のため、所要の改正を行なおうとするものである。

なお、社会労働委員会付託の戦傷病者、戦没者遺族等援護法の改正により、恩給法の適用がない旧軍人、軍属、準軍属及びその遺族に支給される年金等についても恩給法の改正に準じて引き上げの措置が講ぜられ

ることになつた。

また同委員会付託の国民年金法の改正により、公的年金受給者に対し、一定の制限の下に福祉年金が併給されることになつた。（註……戦没者遺族等援護法の改正案並びに国民年金法改正案は、それぞれ一七七頁、一七八頁の関連法律案等の概要を参照）

恩給法等の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

旧南満州鉄道株式会社等に勤務していた職員の在職期間の恩給通算につき、政府は速かに検討してその実現に努められたい。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、恩給関係のベースアップがおくれた理由、軍人恩給の階級差の是非、傷夷軍人の就職状況、増額措置について年令制限を加えた理由等である。

第二、本法律案の改正要点

一、旧軍人及び昭和二十八年十二月三十一日以前に退職した文官並びに、これらの遺族の年金である恩給額を増額すること。

1. 公務扶助料の増額
2. 増加恩給、傷病賜金の増額

3. 普通恩給及び普通扶助料の増額

二、右の増額措置に伴い昭和二十九年一月一日以後に退職した文官及びその遺族の年金たる恩給についてもこれに準ずる措置をする。

三、高額所得停止に関する基準である恩給年額及び恩給外所得年額を引上げる。

四、刑に処せられまたは懲戒処分等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者に対し、将来に向つて恩給を受けることができる道を開く。

第三、本法律案の内容

一、旧軍人及び昭和二十八年十二月三十一日以前に退職した文官と、これらの人の遺族の恩給の年額は、原則として、公務員のいわゆる一万五千円ベースの俸給額に相応する仮定俸給年額を基準として算定されている（ただし、この場合、上級者に対しては階層別の抑制措置があり、特に将官又は、これに相当する者は一万二千円ベースにすえおかれている）が、その後における公務員給与の引き上げ、生活水準の上昇等を考慮して公務傷病者、公務死没者の遺族に重点をおきながら恩給の年額を次のように増額する。

一般退職者及びその遺族の恩給の年額については、公務員の二万円ベースの俸給額に相当する仮定俸給年額を基礎として計算した額にするもので、約二〇％前後の増額となる。

公務傷病者及び公務死没者の遺族の恩給年額については、原則として、公務員の二万四千円ベースの俸給額に相当する仮定俸給年額を基礎として計算した額にするもので約三六％前後の増額となる。

これらの措置は、昭和三十七年十月から実施するが急激な財政負担をさけるために、三ヶ年の年次

計画にしたがつて処理することとし、その実施にあたつては、増加恩給受給者等の重症者、遺家族、老齢者を先にする。

1. 公務扶助料

未亡人及び遺児並びに六十才以上（父母、祖父母）の者については、二万四千円ベースの俸給額に相応する仮定俸給年額を基礎として計算した年額に引き上げ、昭和三十七年十月から引上額の半額を、昭和三十八年十月から引上額の全額を増給する。

ただし、七十才以上の者については、昭和三十九年七月から引上額の全額を増給するものとする。

この場合、兵、下士官又はこれに相当する者については完全二万四千円ベースとするが、上級者については、完全二万円ベースから二万四千円ベースへの増加率について階層別の抑制を加える。

又、この改正により兵の遺族に支給される公務扶助料年額は、七万二千四百二十円となるが、文官の遺族のうちには支給される公務扶助料が、この額に達しない者が生ずるので、その場合にはその者に支給される公務扶助料年額は七万二千四百二十円（増加非公死の扶助料については、四万三千四百円）を基本年額とする。

なお旧軍人に支給される公務扶助料のうち、階級によつては、下位の階級の者に支給される公務扶助料年額に満たない場合が生ずるので、その場合には、下位の者の公務扶助料を下らないようにする。

又、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律により本邦等において負傷或は疾病にかかりそのために死亡した旧軍人等の遺族に支給されている特例扶助料についても右に準じ改定する。

2. 増加恩給（併給普通恩給を含む）

傷病年金、傷病賜金を二万四千円ベースの俸給額を基準とした年額に改定増額する。この場合、増加恩給は昭和三十七年十月から増給し、傷病年金及び傷病賜金は昭和三十八年七月から増給する。

3. 普通恩給（増加恩給に併給のものを除く）及び普通扶助料六十才以上の者（妻、子は全員）について完全二万円ベースの俸給額に相応する仮定俸給年額を基礎として計算した年額に引き上げ、昭和三十七年十月から引上額の半額を、昭和三十九年七月から引上額の全額を増給する。ただし七十才以上の者については昭和三十八年十月から全額を増給する。

二、昭和二十九年一月一日以後における公務員の退職又は死亡等によつて給与事由の生じた普通恩給及び扶助料は、昭和二十八年十二月三十一日に施行されていた給与法令が（一万二千円ベース）公務員の退職又は死亡の時まで施行されていたとしたならば、受けるべきであつた俸給の年額を基礎とする恩給に還元し、その年額を昭和三十七年十月から右一、のろに準じ改定する。

三、普通恩給は現在高額所得に関してその一部を停止する規定があり、その基準が恩給年額九万五千円以上で前年度の恩給外の所得が五十万円を超える場合には、恩給外所得額の額の多少により、恩給年額が約二割から五割まで停止になるが但し、恩給年額は九万五千円を下ることにはならない、とあるこの基準を、恩給年額十一万円に、恩給外所得を五十五万円に引き上げるとともに停止区分を改める。

四、刑に処せられたこと又は懲戒処分等によつて恩給を受ける権利又は資格を失つた者のうちで、恩赦又は執行猶予期間の徒過によつて刑の免除又は懲戒等の免除を受けた者で、当該刑に処せられたこと又は懲戒処分等がなかつたとしたならば年金恩給を受ける権利を有すべきであつたものについては、昭和三十七年十月から、その年金恩給を受ける権利を取得させる。

ただし、刑に処せられた者の場合は、三年（昭和二十二年五月二日以前にあつては二年）を超える

刑のものは除くものとする。

この措置により年金恩給を受ける権利を取得できる者が、昭和三十七年十月一日以前に死亡していた場合には、同月から、その遺族に、当該年金恩給に基づく扶助料を受ける権利又は資格を取得させるものとする。ただしその場合、遺族が失権失格事由に該当したときは除かれる。

傷病恩給年額表

（増加恩給）	改正前	改正後	増加額	増加率
	円	円	円	
第一項症	171,000	233,000	62,000	0.36
第二〃	139,000	189,000	50,000	〃
第三〃	111,000	151,000	40,000	〃
第四〃	79,000	107,000	28,000	0.35
第五〃	51,000	70,000	19,000	0.37
第六〃	38,000	52,000	14,000	〃
第七〃	24,000	33,000	9,000	0.375
（傷病年金）				
第一款症	26,000	35,000	9,000	0.35
第二〃	22,000	30,000	8,000	0.36
第三〃	19,000	26,000	7,000	0.37
第四〃	15,000	21,000	6,000	0.40
（傷病賜金）				
第一款症	183,000	248,000	65,000	0.36
第二〃	151,000	205,000	54,000	〃
第三〃	130,000	176,000	46,000	0.35
第四〃	107,000	145,000	38,000	0.36
第五〃	86,000	116,000	30,000	0.35

ベース改定対象人員（昭和３７年度）

文官等恩給	支給人員
普通恩給	88,528人
扶助料	72,694
増加恩給	910
執行吏恩給	53
外国人恩給	20
小計	162,205
旧軍人遺族等恩給費	
普通恩給	77,061
増加恩給	68,241
公務扶助料	1,350,418
特例〃	26,438
普通扶助料	158,630
小計	1,680,788
合計	1,842,993

ベース改定による所要経費（平年度昭和４０年）

文官等恩給費	昭和３７年	３８年	３９年	４０年
	千円	千円	千円	千円
普通恩給	150,990	659,953	1,022,816	1,207,922
扶助料	61,237	268,397	414,319	489,894
増加恩給	8,578	34,308	34,308	34,308
傷病年金	0	124	249	249
執行吏恩給	15	73	116	119
外国人恩給	47	226	358	372
小計	220,867	963,081	1,472,166	1,732,864
旧軍人遺族等恩給費				
普通恩給	92,566	402,222	619,312	740,524
増加恩給	575,435	2,301,739	2,301,739	2,301,739
公務扶助料	3,392,198	14,853,740	22,902,688	27,137,585
傷病年金	0	264,163	528,325	528,325
特例扶助料	41,226	177,408	272,365	329,805
普通〃	58,939	254,681	391,486	471,509
小計	4,160,364	18,253,953	27,015,915	31,509,487
合計	4,381,231	19,217,034	28,488,081	33,242,351

年額及び扶助料年額一覧表

増加恩給に併給される普通恩給年額		公務扶助料年額		増加非公死に伴う扶助料年額	
現行	改正	現行	改正	現行	改正
30,000	40,800	53,200 (39,700)	72,420	31,900 (29,800)	43,452
33,600	46,167	53,300 (42,000)	73,269 (72,420)	33,200 (31,500)	45,730
34,800	48,000	53,300 (42,600)	73,608 (72,420)	33,500 (32,000)	46,320
37,200	50,400	53,400 (43,700)	73,608 (72,420)	34,000 (32,700)	46,320 (46,342)
46,400	60,800	53,400 (47,500)	73,608 (72,420)	35,900 (35,700)	47,120
53,500	69,300	53,500	73,608 (72,420)	40,000	51,975
60,600	78,900	60,600	78,900	45,400	59,175
78,700	100,967	78,700	100,967	58,900	75,726
95,400	125,000	90,600 (94,700)	118,750	68,200 (70,100)	89,375
118,800	158,834	112,800	150,893	84,900	113,567
125,000	168,467	118,700	160,045	89,300	120,455
143,600	198,834	122,060 (136,400)	169,009	91,904 (102,674)	127,254
191,200	255,400	162,520	217,090	122,368	163,456
242,000	305,267	205,700	259,478	154,880	195,372

(註) 1. 恩給年額は、普通恩給の最短年限で計算したものである。
2. 括弧内の金額は、文官にのみ適用される。

今回の改正案による普通恩給

現行仮定俸給年額	改正仮定俸給年額	改正仮定俸給年額	普通恩給年額		普通扶助料年額	
円 (15,000ベース)	円 (20,000ベース)	円 (24,000ベース)	改正前	改正後	改正前	改正後
90,000 (兵)	108,200	122,400	30,000	36,067	15,000	18,034
100,800 (伍長)	123,100	138,500	33,600	41,034	16,800	20,517
104,400 (軍曹)	128,100	144,000	34,800	42,700	17,400	21,350
111,600 (曹長)	134,500	151,200	37,200	44,834	18,600	22,417
139,200 (准士官)	162,300	182,400	46,400	54,100	23,200	27,050
160,700 (少尉)	185,000	207,900	53,500	61,667	26,700	30,834
181,900 (中尉)	210,600	236,700	60,600	70,200	30,300	35,100
236,300 (大尉)	269,500	302,900	78,700	89,834	39,300	44,917
286,200 (少佐)	333,600	375,000	95,400	111,200	47,700	55,600
356,600 (中佐)	423,900	476,500	118,800	141,300	59,400	70,650
375,100 (大佐)	449,600	505,400	125,000	149,867	62,500	74,934
430,800 (少将)	530,700	596,500	143,600	176,900	71,800	88,450
573,600 (中将)	681,700	766,200	191,200	227,234	95,600	113,617
726,000 (大将)	814,800	915,800	242,000	271,600	121,000	135,800

（附）

(1)　公務員給与改定に伴う恩給額改定の経緯

戦後公務員の給与については、しばしば改定が行われたが、恩給については、昭和二十三年法律第一九〇号「恩給法臨時特例」により、当時の給与ベースに準ずる仮定俸給年額がつくられた。爾後公務員給与の改定に応じ、仮定俸給年額も改定されて来たが、その経緯は次の通りである。

一、公務員給与は昭和二十三年六月以降三、七〇〇円ベースに改定されたが、恩給については、恩給法臨時特例により、昭和二十三年六月三十日以前の退職者に対し、昭和二十三年十月より三、七〇〇円ベースに準ずる仮定俸給年額が実施された。

二、公務員の給与は昭和二十三年十二月以降六、三〇〇円ベースに改定されたが、恩給については、恩給法等の一部改正法（昭、二五、法第一八四号）により、昭和二十三年十一月三十日以前の退職者に対し、昭和二十五年一月より六、三〇〇円ベースに準ずる仮定俸給年額に改定実施された。

三、公務員の給与は昭和二十六年一月以降八、〇〇〇円ベースに改定されたが恩給については、恩給法の一部改正法（昭二六、法第八七号）により、昭和二十五年十二月三十一日以前の退職者に対し、昭和二十六年一月より、八、〇〇〇円ベースに準ずる仮定俸給年額に改定実施された。

四、公務員の給与は、昭和二十六年十月以降一〇、〇〇〇円ベースに改定せられたが、恩給については、恩給法の一部改正法（昭、二六、法第三〇六号）により、昭和二十六年九月三十日以前の退職者に対し、昭和二十六年十月より一〇、〇〇〇円ベースに準ずる仮定俸給年額に改定実施せられた。

五、公務員給与は昭和二十七年十一月以降一二、〇〇〇円ベースに改定されたが、恩給については、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭、二八、法第一五七号）により、昭和二十七年十月三十一日以前の退職者に対し、昭和二十八年十月より、一二、〇〇〇円ベースに準ずる仮定俸給年額に改定実施された。

六、公務員の給与は、昭和二十九年一月より一五、〇〇〇円ベースに改定されたが、恩給については、恩給法の一部改正法（昭、三三、法第一二四号）により、昭和二十八年十二月三十一日以前の退職者に対し、昭和三十三年十月より一五、〇〇〇円ベースに準ずる仮定俸給年額に改定実施された。

ただし、この回の恩給額の改定に当つては、全仮定俸給年額について一五、〇〇〇円ベースに改定が行われたのではなく、当時の仮定俸給年額一三三、二〇〇円以下の者については一五、〇〇〇ベースに改定、仮定俸給年額一三八、六〇〇円以上四一四、〇〇〇円以下の者については、一二、〇〇〇円ベースの仮定俸給年額と二五、〇〇〇円ベースの仮定俸給年額との差額の九割乃至二割を一二、〇〇〇円ベースの仮定俸給年額に加えたものを改定後の仮定俸給年額とし、また仮定俸給年額四三〇、八〇〇円以上の者については改定が行われず、一二、〇〇〇円ベースに据置かれた。恩給については、昭和三十三年の改正後は改定が行われていないが、公務員の給与については、昭和三十二年四月給与体形の改正が行われ、従来の十五級の職務の級を改め、八等級の等級区分が設けられた。その際約六、二%給与の引上げが行われ、この改正により、公務員の給与水準は約一九、〇〇〇円となつた。

昭和三十四年四月には初任給の是正に伴い、約二%の引上げが行われ、また同年十月には暫定手当一段階分の本俸繰入れが実施された。これらの改正により、公務員の給与水準は約二〇、〇〇〇円となつた。

昭和三十五年四月には、中級職員の給与改善により約四%の引上げが行われまた同年十月には公務員給

与の全面的な改訂が実施せられ、約一二、四%引上げられその結果、公務員の給与水準は約二四、二〇〇円となつた。

昭和三十六年十月には約七、一%の給与改訂が行われ、その結果公務員の給与水準は約二七、〇〇〇円となり、現在に至つている。

なお、昭和三十四年十月一日より、恩給制度は共済組合の長期給付制度に切替えられたため、昭和三十四年九月三十日現在、在職しておつた恩給公務員は同日をもつて恩給（傷病恩給又は公務扶助料を受ける権利を除く）を受ける権利は消滅し、十月一日より共済組合長期給付制度に移行した。

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行つた。

附帯決議

将来において、本法適用者と新法施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われるおそれがあるので、今後検討の上是正の措置を講ずべきである。

なお、今後恩給法の改正が行われる場合には、これと相まつて同程度の是正の措置を講ずべきである。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行つた。

附帯決議

一、今回の年金額改定の結果、本法適用者と新法施行後の退職者の共済年金間に不均衡が生じているが、この傾向は、今後、更に顕著となるおそれがあるので、政府は、両者間において、その支給原因発生時期による不均衡を生ぜしめないよう検討し、是正の措置を講ずべきである。

二、廃疾年金については、年令七十才未満の者についても昭和三十八年十月から増額分の全額を支給で

きるようにするとともに、廃疾年金、遺族年金に最低保障額を設けるよう措置すべきである。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、旧令共済組合等の廃疾年金を二万円にした理由等である。

第二、本法律案の立法趣旨

今国会に別途提出の「恩給法等の一部を改正する法律案」により、普通恩給、増加恩給、扶助料及び傷病年金等の改訂が行われることになつたので、これに対応して、(1)「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」及び(2)「旧国家公務員共済組合法（公共企業体職員等共済組合法施行日（昭三一、七、一）前に給付事由が生じた公共企業体職員の年金を含む）」の規定により、従来支給されているこれらに相当する年金についても、仮定俸給の額については二〇、〇〇〇円ベース（障害年金については二四、〇〇〇円ベース）に増額する等の必要があつて、本法律案が提出せられた。

第三、本法律案の要旨

一、仮定俸給の引上げ措置

旧令による共済組合、旧国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合から年金受給者が受ける年金の額の計算の基礎となつている仮定俸給を次のように引上げる。

1. 退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の計算の基礎となつている仮定俸給を二〇、〇〇〇円ベースに増額することとし、（改正法案別表第一）昭和三十七年十月から増額分の半額を、昭和三十九年七月から増額分の全額を支給する。（七十才以上の者については、昭和三十八年十月分から全額

を支給する）

但し、退職年金、又は妻、子及び孫以外の遺族が受ける遺族年金については、受給者が六十才に達するまでは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合、遺族年金受給者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十才に達すれば他の者にも引上分を支給することとする。

2. 障害年金（公務による傷病を給付事由とする年金）殉職年金（公務による死亡を給付事由とする年金）及び障害遺族年金（公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金）の額の計算の基礎となつている仮定俸給を二四、〇〇〇円ベースに増額する。

（別表第1の仮定俸給×$\frac{1.124}{1.000}$＝仮定俸給）　（改正法案第二条）ただし、障害年金については昭和三十七年十月から増額分の全額を支給し、殉職年金及び障害遺族年金については昭和三十七年十月から増額分の半額を、昭和三十九年七月（七十才以上の者については昭和三十八年十月）から増額分の全額を支給する。

二、最低保障額の引上げ措置

右の措置により改定された障害年金、殉職年金及び障害遺族年金の額が次の額に満たない場合は昭和三十七年十月分以降次の額に改定したものを支給する。

1. 障害年金

傷害の等級	年金額	加給額	合計
一級	二三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二六四、〇〇〇円
二級	一八九、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
三級	一五一、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一五八、〇〇〇円
四級	一〇七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円
五級	七〇、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七七、〇〇〇円
六級	五二、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五九、〇〇〇円

2. 殉職年金

七一、〇〇〇円

なお扶養遺族一人がある場合は五、〇〇〇円、二人以上ある場合は七、〇〇〇円を加算した額。

3. 障害遺族年金

四二、六〇〇円

三、本法律案に伴う費用の負担者

年金額改定により増額する費用は旧国家公務員共済組合分、旧令による共済組合分及び八幡製鉄共済組合分は国が負担する（改正法案第六条、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条及び第十一条）が、地方職員を組合員とする共済組合（地方職員共済組合）が支給する年金額のうち、国家公務員分（地方自治法附則第八条の職員分）は国が、地方公務員分は当該地方公共団体が、それぞれ負担する。

また、公共企業体共済組合分は公共企業体が負担する。（改正法案第六条）

四、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正措置

今回の恩給法の一部改正により高額所得者に対する年金給付の一部停止基準が変つたため、現在国家公務員である者についても、恩給公務員期間分については、恩給法と同様の措置を行う。

第四、本法律案に伴う予算

本法律案に伴う経費は次の通りである。

平年度　旧令共済分　一億九千百万円

八幡共済分　千七百万円

旧法分　一億三千四百万円

昭和三十七年度予算計上額

旧令共済分　四千七百万円

八幡共済分　四百万円

なお、旧法分は、追加費用として国が負担するが、当分の間、当該年度の予算をもつて定めることになつており、昭和三十七年度予算においては国家公務員共済組合法施行後の恩給期間分の追加費用を含めて約二十億円が計上されている。

(1) 公務員の給与ベースと共済年金ベースの関係

法律名	年金ベース	給与ベース	年月
国家公務員共済組合法の附則（昭、二四法一一八号）	三、七〇〇(円)	三、七〇〇(円)	二三、六
国家公務員共済組合法の附則（昭、二五法一三五号）	〃	〃	三三、一〇
国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭、二六法三三号）	六、三〇〇	六、三〇〇	二三、一二
昭和二六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正法（昭二六法三六七号）	八、〇〇〇	八、〇〇〇	二五、一
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改訂に関する法律（昭二六法三〇八号）	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二六、一〇
昭和二三年六月三〇日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭二八法一五九号）―第一次不均衡是正―	〃	〃	二七、一一
昭和二七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律（昭二八法一六〇号）	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	二八、一
	〃	〃	二八、一〇

国家公務員共済組合法第九〇条の規定による公務傷病年金の額の改訂に関する法律（昭三一法一三二号）公傷年金額のみ引上げ（最低保障）	〃	一五、〇〇〇	二九、一
昭和二三年六月三〇日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律（昭三一法一三三号）―第二次不均衡是正―	〃	〃	三一、四
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改訂に関する法律（昭三三法一二六号）	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三一、一〇
昭和二三年六月三〇日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律（昭三六法一五三号）	〃	一九、〇〇〇	三二、四
第三次不均衡是正及び公傷年金最低保障引上げ	〃	二〇、〇〇〇	三三、一〇
	〃	二四、二〇〇	三五、一〇
	〃	二七、〇〇〇	三六、一〇
	〃	〃	三六、一〇

（注） 年金ベースのうち、一五〇〇円ベースについては若干の例外がある。

(2) 公務上年金の最低保障額引上状況

1 障害年金

等級	昭28法159号 昭28年4月分から	昭31法132号 昭31年4月分から	昭33法126号 昭33年10月分から	昭36法153号 昭36年10月分から
	(円)	(円)	(円)	(円)
1	116,000	123,000	171,000+31,000	同左
2	94,000	101,000	139,000+31,000	同左
3	75,000	82,000	111,000+7,000	同左
4	41,000	48,000	77,000+7,000	79,000+7,000
5	23,000	30,000	43,000+7,000	51,000+7,000
6	17,000	24,000	32,000+7,000	38,000+7,000

(注) 33年法126号の加給額は、1.2級については介護手当24,000円及び全等級一律に7,000円の扶養加給を行つたもの。

ロ 殉職年金、障害遺族年金

	昭31法132号		昭33法126号	
	31年4月から	31年7月から	33年10月から	35年7月から
殉職年金	31,005 (円)	35,246 (円)	43,123 (円)	51,000 (円)
障害遺族年金	18,603	21,147	25,874	30,600

(注) 殉職年金については、33年10月から扶養加給制がある。
(1人5,000円 2人以上7,000円)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

衆議院……委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

今回、本法の改正により、日本医療団及び外国政府の職員であつた者の期間の通算措置が行なわれたが、なお、外地にあつた南満州鉄道株式会社等に勤務していた職員については、通算措置が未解決である。政府並びに公共企業体当局は南満州鉄道株式会社等に勤務していた者についても通算措置を検討してその実現に努められたい。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、三公社の所管大臣間における法案担当大臣の決定方法、法律案の改正にあたつては組合員の意向を反映するための機関の設置、三公社における積立金の運用方法等である。

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

参議院……委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

政府は、公共企業体職員の南満州鉄道株式会社等の職員であつた期間についても、更に通算措置を講ずるよう検討を加えるべきである。

第二、本法律案の改正理由

第三十八国会の健康保険法、恩給法及び国家公務員共済組合法等の一部改正に伴い、公共企業体職員等共済組合の給付の内容に不均衡を生ずることとなつたので、その内容を合理化する等のため、本法律案が提出せられた。

第三、本法律案の改正の要点

一、健康保険法等の一部改正に伴い、出産費及び配偶者出産費について最低保障額を設け、育児手当金を育児の期間を問わず定額とする。

二、恩給法等の一部改正に伴い、更新組合員等に関し、旧日本医療団及び外国政府の職員期間について通算措置を講ずる。

三、組合員が退職した後再びもとの組合の組合員となつた場合において、前後の組合員期間を合算して年金受給資格年限に達するときは、これらを合算して組合員期間とする。

四、更新組合員等の旧令共済組合員期間について実期間として通算する。

五、その他所要の改正を行なう。

第四、本法律案の内容説明

一、健康保険法の一部改正に伴う措置

1. 公共企業体職員等共済組合法においては、組合員の出産に対しては俸給月額の一月分、組合員の配偶者の出産に対しては組合員の俸給月額の半月分を支給しているが、第三十八国会に於て健康保険法の改正により従来設けられていなかつた出産費及び配偶者出産費について最低保障額が設けられたのに伴い、公共企業体職員等についても出産費及び配偶者出産費の最低保障額を設けそれぞれ六千円、三千円とすることとする。

なお、国鉄共済組合は出産費、配偶者出産費とも最低保障額一万円の附加給付があり、電信電話公社共済組合は、配偶者出産費について〇、三月分の附加給付がある。

2. 組合員及びその配偶者が出産し、かつ、哺育する場合は現行制度では哺育手当金として生後六月間に毎月四百円づつ支給することになつているが、これを一時に二千四百円支給することとし、また、その名称を育児手当金に改めることとする。

なお、国鉄共済組合は、千六百円の附加給付がある。

二、恩給法等の一部改正に伴う措置

第三十八国会に於て恩給法等の一部改正が行なわれ、旧日本医療団及び外国政府の職員期間の通算措置がなされたのに伴い、公共企業体職員等についても恩給法と同様の措置を行なう。

また、旧日本医療団に勤務していた者で、その業務の政府への引継ぎに伴い、引き続いて職員又は職員以外の国家公務員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち、雇傭人の期間及び外国政府の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したことのあるものの当該在職期間のうち、雇傭人の期間は、いわゆる資格期間として通算される。

三、組合員期間の通算措置

1. 従来、公共企業体職員等共済組合法においては組合員が退職した後再び組合員となつた場合においても前後の在職期間は通算されなかつたが、今回これを改め、組合員が退職した後再びもとの組

合の組合員となつた場合において、前後の組合員期間を合算して年金受給資格年限（二十年）に達するときは、これらを合算して組合員期間とすることとする。

2. 右の措置により退職一時金の支給を受けて退職した者が、再びもとの組合の組合員となり、年金受給資格年限に達して退職した場合に受ける退職年金の額は、その者の前後の在職期間を合算して算定した退職年金額から、当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇、九に相当する額を控除した金額を当該退職年金の年額とする。

百分の〇、九の根拠　$\frac{2}{100} \times \frac{45}{100} = \frac{0.9}{100}$

退職年金の1年間の支給割合×組合員の負担割合

なお、この措置は第三十八国会の当委員会の附帯決議を具体化したものである。

四、旧令共済組合員期間の通算措置

昭和二十三年七月から、旧国家公務員共済組合法が制定施行され、雇傭人の年金関係はすべてこの法律に基いて行なわれてきたが、同月以前におけるこれらの人々の年金関係は旧勅令に基づく旧各省令で規定されており（非現業関係は年金関係はなく、短期給付関係のみしかなかつた）旧国家公務員共済組合法により旧勅令等は廃止された。

昭和三十一年に現行公共企業体職員等共済組合法が施行され、全職員に同法が適用されることとなつたが、現行法によると、昭和二十年八月十五日に旧令共済組合の組合員であつた者で昭和三十一年六月三十日までに職員となり以後施行日（昭三一、七、一）まで引き続いて職員であるものについては、その者の旧令共済組合員期間をいわゆる資格期間として通算することとされている。

今回の改正法案によると、右の条件はすべて削除され、これらの期間はすべて実期間として通算することとし、現行法に照して年金を支給しようとするものである。

なお、この措置は第三十八国会の当委員会の附帯決議を具体化したものである。

第五、本法律案に伴う経費

更新組合員等の前後の組合員期間の合算に伴い生ずる追加費用（昭和三十一年七月以前のものに限る）旧令共済組合員期間の実期間として通算することに伴い生ずる追加費用及び恩給法等の一部改正に伴い旧日本医療団及び外国政府の職員期間の通算すること等に伴い生ずる追加費用は公共企業体が負担する。

（改正法案附則第九条）

（参　考）

一、第三十八国会当委員会における「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

政府は左の事項についてすみやかに検討しその実現を期せられたい。

1. 旧陸海軍工廠などから日本国有鉄道その他の公社に引き継がれた職員などの通算措置については、本法修正において若干認められたが、なお、その期間の完全な通算並びに通算期間の減額規定が残されているので、その他の期間の取扱いをも勘案して適当な措置を講ずること。

2. 日本国有鉄道はじめ三公社に再採用された者について再採用前の職員の在職期間を組合員の期間としてすべて通算すること。

右決議する。

防衛関係

二、公社共済組合の掛金率一覧表

	短期掛金率	長期掛金率
国鉄共済組合	千分の二十六	千分の四十三
専売共済組合	千分の三十四	千分の四十二
電々共済組合	千分の三十二	千分の四十二

（註）掛金率はいずれも俸給月額に対する割合である。

防衛関係法案の審査概要

今国会に提出された防衛関係法案は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案一件である。本法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法を改正して、昭和三十六年七月決定をみた第二次防衛力整備計画に基づき、防衛力の内容充実を図るため、防衛庁職員の定員を改め、また、自衛　及び駐留軍の施設に関する事務を一元的に処理するため、防衛庁本庁の建設本部と調達庁とを統合して、防衛施設庁を新設するとともに、航空自衛隊に術科教育本部を新設する等の措置を講ずるものである。

衆議院においては、四月二十八日、委員会、本会議ともに多数をもつて原案通り可決した。

参議院においては会期末のため五月二日及び七日の二回で委員会における質疑を終り、五月七日委員会、本会議とも多数をもつて原案通り可決した。また、委員会における討論の際に社会党（鶴園委員）より提出された附帯決議案も多数をもつて可決した。

附　帯　決　議

防衛施設庁に統合される調達庁職員の身分取扱等については、その職務の性質に鑑み、次期国会において一般職とすること。

右決議する。

なお、当委員会における質疑の主なるものは、防衛庁職員の停年制に関する問題、第一次防衛力整備計画の達成状況と第二次防衛力整備計画の達成の見通し、陸上自衛隊の欠員の現状とその対策、F104Jジェット戦斗機の生産状況、自衛隊機の事故発生原因とその対策、自衛隊におけるシビル、コントロールの確保とそ

の対策、北富士演習場問題の交渉経過等であつた。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

第一　本法律案の内容

一　防衛庁設置法の一部改正

1　防衛庁職員の定員改正

防衛庁職員の定員二六八三三人（調達庁の職員二、六七七人を除く。）を二七三、五七八人とし、うち本庁にあつては二七〇、一九一人、防衛施設庁にあつては三、三八七人に改める。但し、防衛施設庁の定員三、三八七人は昭和四十年四月一日以降のものであり、昭和三十七年度から昭和三十九年度末までは暫定定員を設け、この間に二〇〇人を計画的に減員することになつているので、昭和三十七年度においては。防衛施設庁の定員は三、五八七人で、防衛庁全体では定員二七三、七七八人となり、二、七六八人の増員となる。

また、本庁の定員のうち、自衛官の定数　二四二、〇〇九人を二四三、九二三人に改め、一、九一四人を増員する。

(1)　防衛庁本庁の定員増（自衛官及び非自衛官）

自衛官一、九一四人増員の内訳

海上自衛隊　一、一九四人

艦艇及び航空機増勢のため　九二九人

海上訓練指導隊群等部隊の新編のため　八〇人

（右に伴う後方支援部門等の増強のため　一八五人

航空自衛隊　七二〇人

飛行隊（F-4EJ）新編のため　四四二人

その他部隊等の新編のため　一二七人

既設部隊の増強等のため　一五一人

非自衛官八五四人（このうち定員化三〇二人）増員の内訳

内部部局及び附属機関等二五三人（定員化一六八人）

海上自衛隊　五一八人（定員化一三四人）

航空自衛隊　八三人（定員化なし　）

(2)　防衛施設庁の定員及び暫定定員

防衛施設庁の定員は、昭和三十七年度において、従来の建設本部の定員九一〇人と調達庁の定員二、六七七人を合計した三、五八七人とし、このうち二〇〇人を暫定定員として昭和三十九年度末までの間に、次の如く逐次減員する。

昭和三十八年度　三、五二七人（六〇人減員）

昭和三十九年度　三、四五七人（七〇人減員）

昭和四十年度　三、三八七人（七〇人減員）

2　参事官一人の増加

防衛庁に置かれる参事官の数「九人以内」を「一〇人以内」に改め、自衛隊及び駐留軍の施設に関し、その取得、返還、補償等の問題を処理するため基本問題についての防衛庁長官を補佐する参事官一人を増加する。

3　防衛施設庁の新設

防衛庁本庁の建設本部と調達庁とを統合して、防衛庁に国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基づく機関として防衛施設庁を新設する。

(1)　防衛施設庁の任務及び権限

防衛施設庁は従来の建設本部及び調達庁の業務であつた自衛隊の施設の取得及びこれに関する事務、建設工事の実施並びに自衛隊の施設に供される行政財産の管理と条約に基づく外国軍隊の駐留に伴う事務等で他の行政機関の所掌に属しないものを行なうほか、従来各自衛隊で行つてきた漁業補償、自衛隊の施設の周辺における騒音対策等の業務を行なう。

(2)　防衛施設庁の内部部局及び附属機関

防衛施設庁には長官のほか特別の職として次長及び技術審議官各一人と総務部に調停官一人を置き、内部部局として総務部、施設部、建設部及び労務部の四部を置くこととし、また附属機関として中央調達不動産審議会及び被害者給付金審査会を置くこととするが、これらはいづれも従来の調達庁の同名の審議会及び審査会と同じ任務を有する。

(3)　防衛施設庁の地方支分部局及びその下部機関

防衛施設庁の地方支分部局として、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、呉及び福岡の八カ所に防衛施設局を置き、更に、その下部機関として支局その他の機関を置くこととし、その施設等はとりあえず従来の調達庁及び建設本部の下部機関の施設等をもつて充てる。また、防衛施設局の附属機関として地方調達不動産審議会を置くこととするが、これは従来の調達局に置かれていた同名の審議会と同じ任務を有する。

なお、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行なわせることも出来ることとする。

(4) 防衛施設庁職員の身分取扱

防衛施設庁の職員は従来の調達庁及び建設本部の定員をもつて充てることとしているが、自衛隊の任務と直接関係をもつ部門に勤務する職員は自衛隊員として特別職に属するものとし、自衛隊法の適用を受けることとしているが、総務部に置かれる調停官（一人）及び労務部に勤務する職員（定員一二〇人）並びに各附属機関の審議会及び審査会の委員については、その職務が駐留軍等に関する事務に限定され自衛隊と直接の関連がないので、特別職とせず、従来通り一般職の職員として国家公務員法の適用を受けることとする。

二、自衛隊法の一部改正

1 防衛施設庁の新設に伴う改正

防衛施設庁のうち自衛隊に直接関連をもつ部門を自衛隊に加え、これに勤務する職員はすべて隊員とし、これらの隊員の任免等は防衛施設庁長官が行なうこととするとともに、自衛隊内における人事管理の統一性を確保するため、隊員の人事管理の基準は防衛庁長官が定めることとする。

なお、防衛施設庁の隊員の懲戒処分等に対する審査請求については、他の隊員と同様、直接防衛庁長官に対して審査請求し、防衛庁におかれている公正審査会の審理を受け得ることとする。

2 術科教育本部の新設

航空自衛隊の術科教育（航空機の操縦に関する教育以外の技術教育をいう。）を行なう各術科学校を管理するため、航空自衛隊の機関として術科教育本部を新設する。

航空自衛隊の術科教育は、従来第一から第四までの各術科学校と管制教育団において、それぞれ

航空機整備、レーダー整備、補給等の業務、通信等及び航空管制の各分野ごとに実施してきたが、これらを統合して管理する機関を設け、術科教育の一元化を図らうとするものであつて、従来はこの事務を航空幕僚監部の中の一課が所掌していたものである。

また、このため現在部隊編成をとつている管制教育団を第五術科学校に改組する。

3 予備自衛官の増員及び訓練招集命令の取消等の条件緩和

予備自衛官の定員一七〇〇〇人を一九〇〇〇人に改め、二〇〇〇人の増員を行なうとともに、予備自衛官の訓練招集命令の変更等については、従来は防衛招集命令に準じて定められていたため、極めて厳格な条件の下におかれていたが、訓練招集については、それ程厳格な条件を課す必要もないので、実情に即するよう条件を緩和して、心身の故障その他正当な事由がある場合は訓練招集命令の変更等を考慮し得ることとする。

4 漁船の操業の制限又は禁止規定の整備

従来、自衛隊が訓練のため水面を使用する必要がある場合は一定の区域及び期間を定めて漁船の操業の制限又は禁止を行なうことができることとなつていたが、更に試験研究のためにもこれらの措置をとりうるよう規定を整備することとする。

5 第十一師団の所在地名の変更

第十一師団の所在地である北海道札幌郡豊平町が札幌市に編入されたことに伴い、地名を札幌市に改める。

6 第七航空団司令部の所在地の変更

航空自衛隊の第七航空団司令部を、従来暫定的におかれていた宮城県桃生郡矢本町（松島）から

埼玉県入間郡武蔵町（ジョンソン基地）に移転する。

三、防衛施設庁新設に伴う経過措置

1　防衛施設庁の設置の日は、この法律の公布の日から起算して十カ月をこえない範囲内において政令で定めることとする。

2　防衛施設庁の設置とともに建設本部及び調達庁の職員である者は、別段の辞令を発せられない限り防衛施設庁の職員となり、また、従前の調達庁の職員であつた者は、一般職に属する者（調停官、労務部に勤務する職員）を除き防衛庁職員給与法の適用を受けることとなるが、この際、従前の俸給月額等の保障をするほか、休職、懲戒処分及び不利益処分等に関する所要の経過措置に関する規定を設けることとする。

第二　本法律案の施行に伴う予算

本法律案の施行に要する経費及びその他必要な経費として、増勢分の才出予算、三十二億九千七百十三万三千円、国庫債務負担行為（後年度負担額）百十八億二千五百九十四万七千円及び継続費の昭和三十八年度以降の年割額の増加二十七億一千八百九十五万二千円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

（附）

〔I〕昭和三十七年度防衛庁予算

一、防衛庁歳出予算額ならびにその国民所得及び一般会計歳出総額に対する比率

才出予算額　　国民所得との比　　一般会計との比

昭和三十六年度　一、七四八億八九百万円　一、二九％　八、五二％

昭和三十七年度　一、九九三億九八百万円　一、三九％　八、二二％

（二四五億〇九百万円増）

内訳

陸上自衛隊	七九五億一三百万円	（六〇億五〇百万円増）
海上自衛隊	四七四億六七百万円	（四四億九八百万円増）
航空自衛隊	六六三億六九百万円	（一三五億三四百万円増）
官房各局防大技研等其の他	六〇億四九百万円	（四億二七百万円増）

二、国庫債務負担行為及び継続費

1.　国庫債務負担行為　　総額　四六八億八七百万円

航空機購入	一〇四億四〇百万円	
装備品等購入	三〇九億七二百万円	
弾薬購入	二一億五五百万円	
艦船建造	一九億一五百万円	
施設整備	一四億〇四百万円	

2.　継続費　　二〇億五五百万円

これは甲型警備艦の建造費である（うち三七年度才出予算分　三億三六百万円）

以上の国庫債務負担行為、継続費を含めて昭和三十八年度以降の後年度負担総額は次の通りである。

国庫債務負担行為　　九一三億三二百万円

継　続　費　　九一億三三百万円

計　　一〇〇四億六五百万円

三、予算編成方針

昭和三十七年度は昨年七月決定を見た第二次防衛力整備計画の初年度に当り、この計画に基き昭和三十七年業務計画を立案しこれに則るほか、騒音防止対策、GM研究、募集強化対策、広報関係に留意し予算編成を行つた。

四、昭和三十七年度における施設装備等の整備強化の内容

1. 陸上自衛隊

(イ) 本年度に引続いて第四管区隊（福岡県）第六管区隊（山形県）第七混成団（千才市）第八混成団（熊本市）第九混成団（青森市）を五ケ師団に改編して一三ケ師団態勢を完成する。

(ロ) 昭和三十七年度末までにナイキ一ケ大隊を編成することを目途としてその準備業務を行う、

設置場所は武山、習志野、入間、霞ケ浦の予定。

部隊人員　七九五名

(ハ) 本年度に引続いて第七師団（現第七混成団）の機甲化を推進するほか、部隊装備の充実改善をはかる。

第七師団の機甲化はモデルケースとして昭和三十年度頃より研究し実施に移されて来たもので装備はすべて国産品を充てている。

計画は来年度末までで完成の予定

才出予算　三二億四八百万円　（六億一〇百万円増）

内訳　第七師団の機甲化　一八億二二百万円

部隊装備の充実　一四億二五百万円

国庫債務負担行為　一三九億三〇百万円（一一六億八一百万円増）

内訳　第七師団の機甲化　七二億五五百万円

部隊装備の充実　六六億七六百万円

この計上額で国産調達される主なるものは、六一式中型戦車九〇両、装甲車一二〇両、一〇六ミリ無反動砲三五〇門、大型雪上車二〇両、新機関銃九〇〇丁、ヘリコプター一四機、ナイキ一般装備品等である。なお今まで問題となつていた装備品の長期一括発注（五ケ年間）が今回認められたので、国庫債務負担行為が急増している。

(ニ) 弾薬の国内調達を推進するため本年度に引続いて国内調達を行う。これに要する経費才出予算　一四億八四百万円（二〇百万円増）国庫債務負担行為　一五億九〇百万円（一〇億八一百万円増）が計上されている。

なお以前より弾薬の備蓄が問題とされ第二次防衛計画では約一ケ月分の備蓄が目標となつている。

2. 海上自衛隊

(イ) 第二次防衛計画の初年度として計画した甲型警備艦（二〇〇〇トン）一隻、駆潜艇（四八〇トン）一隻、中型掃海艇（三四〇トン）二隻、高速救命艇（四五トン）一隻、雑船七隻　合計一二隻の建造に着手する。

総額五一億四〇百万円で、うち昭和三十七年歳出額は一一億八八百万円である。昭和三十七年度業務計画においては甲型警備艦二隻建造の予定であつたが予算編成段階で一隻に削減され、別に新型艦艇調

査設計費一五百万円が計上された。

また、昭和三十五年度甲型警備艦について ターター発射装置装備のため排水量を当初の計画二六〇〇トンから三〇六〇トンに変更するため昭和三十五年度継続費既定額二九億六〇百万円を四〇億一三百万円に改定要求なされている。

(ロ) 既定計画によりP2V（対潜哨戒機）一五機の生産を行うとともに新たにP2V六機の継続生産を開始し対潜ヘリコプター一一機の増強と練習機一八機の更新を行う。

（註）既定計画は、昭和三十三年度より昭和三十七年度までに四二機生産。

才出予算六〇億一七百万円、国庫債務負担行為八二億一八百万円。

(ハ) 昭和三十七年度末の艦艇保有量は一四〇、六九一トン（内自衛艦一一三、八四九トン）航空機保有機数は二七九機となる。

3. 航空自衛隊

(イ) F104J（ジェット戦斗機）飛行隊一を新編する。

(ロ) 既定計画によるF104J、F104DJ四七機及びT―1（ジェット中間練習機）の第二次及び第三次生産を引続き行うとともに中型ヘリコプター二機の購入を計る。

（註）T―1既定計画は昭和三四、三五、三六年度各二〇機計六〇機生産、F―104J、F―104DJの方は当初昭和三六年度一機、三七年度四四機、三八年度八五機、三九年度七〇機で四〇年一月末には二〇〇機完成の計画となつていた。

才出予算 一九四億二六百万円、 国庫債務負担行為 八億九六百万円、F104J、F104DJ購入のため昭和三十五年度計上された国庫債務負担行為六九八億〇五百万円のうち昭和三十七年度に一七〇億

六九百万円が予算化されている。

(ハ) 昭和三十七年度末航空機保有機数は一二五三機となる。

4. G・M（誘導ミサイル）関係、騒音防止対策、その他

(イ) 対空誘導兵器の導入に備え、GM研究を推進する。

GM関係費 才出予算八億四二百万円（四〇百万円増）

国庫債務負担行為一億二八百万円（二億五六百万円減）

(ロ) F104機部隊の展開に備えて騒音防止対策を飛躍的に充実する。

才出予算 一六億五〇百万円（一〇億二一百万円増）

（うち、教育施設等対策補助金一四億三一百万円）

(ハ) 自衛官募集の強力な推進を図るため各種の施策を実施するとともに募集関係経費の増額を行う。

才出予算 二億二五百万円（三〇百万円増）

(ニ) 国防意識の昂揚をはかり自衛隊に対する国民一般の理解を深めて募集の一助とするため広報関係経費の増額を行う。

才出予算 八五百万円 （六一百万円増）

参考

1. 予算要求の前提としたMAP援助期待額は昭和三十七年度においては二〇一億である。（昭和三十六年度期待額二一二億）

2. 予算積算の基礎とした定員の充足率は次の通りである。

陸上自衛隊 八五%

海上自衛隊	九四%
航空自衛隊	九四%

3. 昭和三十七年度の才出予算額は前述の如く前年度に比し二四五億の増であるが昨年の給与のベースアップ分による人件費等の当然増八〇億を含んでいるので第二次防衛計画に基く増は差引一六五億である。

〔Ⅱ〕第二次防衛力整備計画の概要

（昭和三十六年七月十八日決定、防衛庁提出資料による）

一、陸上自衛隊

㈠ 自衛官の定員（昭和三十六年度末一七、五〇〇名）を、昭和四十一年度に八、五〇〇名増員して、一八、〇〇〇名とするほか、予備自衛官（昭和三十六年度末一七、〇〇〇名）について、五カ年間に一三、〇〇〇名を増員して、昭和四十一年度末には、三〇、〇〇〇名とする。

㈡ 昭和三十六年度において着手される新師団（一三ケ師団）への改編は（現在は五方面隊）、六ケ管区隊、四ケ混成団）、昭和三十六年度に四ケ管区隊及び一ケ混成団を八ケ師団に、昭和三十七年度に残りの二ケ管区隊及び三ケ混成団を五ケ師団に改編する。

二、海上自衛隊

㈠ 昭和三十六年度末保有艦艇二一八隻約一二二、〇〇〇トン（就役艦艇二〇六隻約一一〇、四〇〇トン）のうち、米国より供貸与された護衛艦PF等の老令旧式化したもの二八隻約二五、七〇〇トンを除籍し、新たに三九隻約四七、四〇〇トンの艦艇を建造するので、昭和四十一年度末においては、保有艦艇二二九隻約一四三、七〇〇トン（就役艦艇二一五隻約一二〇、一〇〇トン）となる。すなわち、

(1) 護衛艦艇（昭和三十六年度保有四八隻約七八、二〇〇トン）は、一二隻約二九、五〇〇トンを建造することにより、新たに一二隻約二九、五〇〇トンを建造することとなる。

(2) 潜水艦（昭和三十六年度末保有八隻約八、五〇〇トン）は、一隻約一、五〇〇トンを除籍し、新たに六隻約九、五〇〇トンを建造することにより、四十一年度末保有は一三隻約一六、五〇〇トンとなる。

(3) 掃海艦艇（昭和三十六年度末保有四六隻約一七、〇〇〇トン）は、一三隻約六、一〇〇トンを除籍し、新たに一四隻約四、八〇〇トンを建造することにより、四十一年度末保有は四七隻約一五、七〇〇トンとなる。

(4) 海峡、港湾防備艦艇等（昭和三十六年度末保有一一六隻約一八、三〇〇トン）は、二隻約七〇〇トンを除籍し、新たに七隻約三、六〇〇トンを建造することにより、四十一年度末保有は、一二一隻約二一、二〇〇トンとなる。

㈡ なお、雑船（昭和三十六年度末就役二六九隻一九、九〇〇トン）は、四六隻約一六、六〇〇トンを除籍し、新たに四二隻約五、七〇〇トンを建造するほか、自衛艦等より二五隻約一六、七〇〇トンを転籍することにより、四十一年度末就役は、二九〇隻約二五、七〇〇トンとなる。

㈢ 航空機については、特に対潜ヘリコプターの増強を重点とし、約二三機の増勢をはかるとともに、練習機のうち老朽化し、用途廃止となるものについて逐次その更新を行ない（約三三機）、昭和三十六年度末保有機数二五三機が昭和四十一年度二三五機となる。

三、航空自衛隊

㈠ 飛行部隊は、昭和三十六年度末一八隊であるが、新たに六隊を増勢し、昭和四十一年度末には二四隊

その他

とする。すなわち、全天候戦斗機部隊（昭和三十六年度末四隊）が一一隊（昭和四十年度までにF104隊の編成を完結する）、昼間戦斗機部隊（昭和三十六年度末一〇隊）が八隊、偵察機部隊（昭和三十六年度末一隊）が一隊、輸送機部隊（昭和三十六年度末二隊）が二隊、飛行及び電子監査隊（昭和三十六年度末一隊）が二隊であり、これらの部隊及び教育関係の航空機の数（昭和三十六年度末保有機数一、一〇五機（うち実用機約五七〇機））は、昭和四十一年度末一、〇三六機（うち実用機六五〇機）である。

㈡ 情報の早期探知と要撃指揮の能率を向上させるため、レーダー探知機能を強化するとともに航空警戒部隊（昭和三十六年度末二四隊）を昭和四十一年度に一隊増強して二五隊とし、警戒要撃指揮組織の半自動化と全国的指揮通信組織の整備を昭和四十一年度までに行なう。

四、地対空誘導弾部隊

㈠ ナイキ二ケ大隊を編成することとし、第一大隊は昭和三十七年度に、第二大隊は昭和四十年度と予定する。

㈡ ホーク二ケ大隊を編成することとし、第一大隊は昭和三十九年度に、第二大隊は昭和四十一年度と予定する。

行政不服審査法案
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

第一　審査経過

衆議院……継続審査に決定。

参議院……予備審査として提案理由を聴取。

第二　本二法律案の要旨

現行訴願制度は明治二十三年十月に制定されてから一回の改正もなく、我国訴願制度の基本法として今日に至つているのであるが、その内容形式ともに現在の社会事情に照して適合しないのみならず、行政不服の申立制度がそれぞれ異る名称を以て各種行政法規に規定され、訴願制度全体としての体系的統一を欠き、国民の権利救済のため不十分な現状である。政府は訴願制度調査会の答申に基き、これによつて行政不服申立制度の整備を図ることとして行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を提出したものである。

なお、右二法律案に関連する行政事件訴訟法案及び行制事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は今回会において成立した。

（註……行政事件訴訟法案並びに整理法案は、一七八頁の関連法律案等の概要を参照）

請願及び国政調査

第五、付託請願審査概要

第四十回国会において、当委員会に付託された請願は合計五百五十件で、審査の結果は左の通りである。

○　議院の会議に付し内閣に送付するを要すると決したもの

合計四七一件

一、国家公員関係　（計三九件）

1. 国家公務員の賃金引上げ等に関する請願　（三件）
2. 暫定手当に関する請願　（六件）
3. 寒冷地手当に関する請願　（一八件）
4. 国有林に働く労働者の雇用安定等に関する請願　（九件）
5. 法務省勤務職員の定員大幅増員等に関する請願　（一件）
6. 建設省立山砂防工事従事職員に別居手当支給の請願　（一件）
7. 国立大学教官の待遇改善に関する請願　（一件）

二、恩給共済関係　（計四二九件）

1. 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願　（三五〇件）
2. 元満州国官吏の恩給に関する請願　（一五件）
3. 恩給法の一部改正に関する請願　（一件）
4. 傷病者の増加恩給等是正に関する請願　（一七件）
5. 元南満州鉄道等の職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願　（二四件）

6. 恩給の仮定俸給引上げ等に関する請願
7. 恩給引上げ等に関する請願
8. 旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願

三、防衛関係

1. 福岡県大野町田屋部落の米ジエツト機爆音被害救済に関する請願
2. 米軍水戸対地射爆撃場返還に関する請願

○保留と決したもの

一、行政組織関係

1. 文部省に産業技術教育局設置の請願
2. 厚生省に老人局設置の請願
3. 熊本市に九州地方農林局設置の請願
4. 農林省行政機構改革取止め等に関する請願

二、国家公務員関係

1. へき地手当指定期限延長に関する請願
2. 遠藤神戸税関長等ひ免に関する請願

三、恩給、共済関係

1. 恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願
2. 公共企業体職員等共済組合法附則第十四条改正に関する請願

（一件）
（一五件）
（六件）
（計三件）
（一件）
（二件）

合計八四件
（計五七件）
（二七件）
（一件）
（一件）
（二八件）
（計三件）
（一件）
（二件）
（計四件）
（一件）
（三件）

四、その他

1. 金し勲章年金等受給者処遇に関する請願
2. 金し勲章賜金復活促進に関する請願
3. 戦没者に対する栄典授与等の請願
4. 新栄典制度並びに旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案に関する特別措置法案に関する請願

（計二〇件）
（一〇件）
（一件）
（八件）
（一件）

第六、国政調査

1. 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

月日	議題及び主なる内容	政府側出席者
昭三七・二・一三	○ 恩給について 満鉄職員等の期間通算に関し、三十八国会附帯決議の検討状況等	八谷恩給局長
三・一五	○ 農地被買収者調査会に関して 同調査会長の総理に対する三月十三日の申入書、二十億融資の政府措置等	小平総務長官

2. 国の防衛に関する調査

昭三七・二・一三	○ 大田大泉米軍飛行場返還問題について	藤枝防衛庁長官
三・三一	○ 大田大泉米軍飛行場返還問題について	林　調達庁長官
	○ 小倉市の林田一氏ならびに福岡市の月限炭鉱に対する補償問題に関して	藤枝防衛庁長官 林　調達庁長官

3. 現地調査

1. 日時
昭和三十七年三月六日

2. 参加委員
委員長　河野謙三（自）
理事　石原幹市郎（自）
委員　伊藤顕道（社）

3. 視察個所
防衛庁新島ミサイル試射場（機上より）
なお八丈島の国の諸出先機関を視察する予定であつたが天候不良のため実施しえなかつた。

他の委員会に付託された関連法律案等

一、関連法律案等審議経過表

1. 成立したもの（六件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（閣法第一三四号）	昭三七・三・一七	三七・三・一七	四一〇	四二四 全会一致	四二五 多数	四六 全会一致 附帯決議	四一〇 多数	法第九一号	両院とも科学技術振興対策特別委員会に付託
臨時司法制度調査会設置法案（閣法第八六号）	昭三七・二・一二	三七・三・二三	四一三	四一九 全会一致	四二三 多数	四一二 全会一致	四一三 多数	法第一一二号	衆院内閣委員会 参院法務委員会に付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第七二〇号）	昭三七・三・一七	三七・三・一七	四一三	四二六 全会一致	五四 多数	四一二 修正全会一致 附帯決議	四一三 修正多数	法第一一五号 五一〇	両院とも社会労働委員会に付託

2. 未成立のもの（三件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付備託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	公布	備考
国民年金法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）	昭三七 一、二五	一、二五	四、六	四、二四 多数	四、二五 多数	四、四 多数 附帯決議	四、二八 多数	法第九二号 四、二八	両院とも社会労働委員会に付託
行政事件訴訟法案（閣法第四三号）	昭三七 一、三一	一、三一	四、二六	五、七 多数	五、七 多数	四、二五 多数	四、二六 多数	法第一三九号 五、一六	両院とも法務委員会に付託
行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一三五号）	昭三七 三、一九	三、一九	四、二六	五、七 多数	五、七 多数	四、二五 多数	四、二六 多数	法第一四〇号 五、一六	両院とも法務委員会に付託

件名	提出月日	参議院 委員会 予付備託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	公布	備考
臨時医療報酬調査会設置法案（閣法第一〇一号）	昭三七 二、二一	二、二三	四、二七	審査未了		四、二六 多数	四、二七 多数		両院とも社会労働委員会に付託
地方公務員共済組合法案（閣法第一二〇号）	昭三七 三、八		（先議）三、二三	四、二〇 多数 附帯決議	四、二三 多数	（継続修正 附帯決議 五、七	審査）		両院とも地方行政委員会に付託
地方公務委共済組合法の長期給付に関する施行法案（閣法第一三九号）	昭三七 三、二〇		（先議）三、二〇	四、二〇 多数 附帯決議	四、二三 多数	（継続修正 附帯決議 五、七	審査）		両院とも地方行政委員会に付託

3. 前国会より衆議院で継続審査中のもの（一件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 議決	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案（第三十九回国会衆法第一〇号）	第三十九回国会より継続				本会議決議	委員会決議	本会議決議		衆第一〇号 衆議院議員内田常雄外十二名提出
						（継続審査）			

4. 委員会に付託されなかったもの（一件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 議決	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第一五二号）	昭三七・四・一三				本会議決議	委員会決議	本会議決議		両院とも委員会に付託されることなく審議未了

二、関連法律案等の概要

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

核爆発実験による放射性降下物に対する対策を強力かつ恒久的に推進するため、原子力委員会の所掌事務に「放射性降下物による障害の防止に関すること」を新たに加えようとするもの。

臨時司法制度調査会設置法案

司法制度の運営の適正を確保するため、主として、裁判官の任用制度及び給与制度、これと密接不可分の関係にある検察官の任用制度及び給与制度並びに法曹一元の制度に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する機関として内閣に臨時司法制度調査会を置こうとするもの。

委員二十人（国会議員、裁判官、検察官、弁護士、学識経験者）期間二ケ年

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

本法律案は、恩給法の適用を受けられない旧軍人軍属及びその遺族並びに準軍属及びその遺族に適用されるものであり、恩給法等の一部を改正する法律案により、旧軍人等に関する公務扶助料、増加恩給等の額が、従来の一万五千円ベースから二万四千円ベースに増額されたのに伴い、これに見合うようその給付額を改めるものである

すなわち、旧軍軍属の遺族に支給される遺族年金を従来の五万一千円から七万一千円に、準軍属の遺族に

支給される遺族給与金を二万五千五百円から三万五千五百円に増額するとともに、旧軍人軍属であつたものに支給される障害年金及び障害一時金、並びに準軍属であつたものに支給される障害年金もそれぞれ増額された。

これらの年金等の増額は、原則として昭和三十七年十月分から実施されるが、昭和三十七年十月分から昭和三十九年六月分までの遺族年金及び遺族給与金については、それぞれ六万一千円及び三万五百円が支給せられ、昭和三十九年七月分以降改正額が支給される。但し昭和三十八年九月三十日に七十才に達しているものについては、同年十月分より改正額が支給せられ、遺族年金を受ける者が死亡した者の父母である場合は、その者が六十才に達したときから改正額が支給される。また第二、第三款症に係る障害年金及び障害一時金については、昭和三十八年七月分から改正額が支給される。

国民年金法の一部を改正する法律案

国民年金法は昭和三十五年十月、拠出年金制度の適用によつて全面的に実施せられ、今国会、種々の点について改正が行なわれたが、公的年金等の関係については次の如くである。

一、公的年金と福祉年金の併給

公的年金受給者の一部に対して福祉年金を併給することとし、公的年金受給者の年金額が二四、〇〇〇円未満であるときは、福祉年金の額の限度で、二四、〇〇〇円とその者の受けている公的年金の額との差額を支給すること。ただし、当該公的年金が戦争公務により死亡し、又は廃疾となつたことに基いて支給されているときは、この二四、〇〇〇円を七〇、〇〇〇円とすること。

行政事件訴訟法案
行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

現行の行政事件訴訟特例法には解釈上幾多の疑義があるとともに、行政事件訴訟の特質及び各種行政法規との関連についての考慮が十分でないうらみがあるため、その運用の面においても幾多の困難を生じているので、これらの疑義、欠陥をできるだけ除去した行政事件訴訟に関する一般法を制定するとともに、本法の施行に伴い、各種行政法規における訴訟に関する規定を整備する等の措置を講ずるものである。

臨時医療報酬調査会設置法案

社会保険等の適正な診療報酬の決定に資するため、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する機関として、総理府に臨時医療報酬調査会を置こうとするもの。

委員五人、学識経験者から内閣総理大臣が任命、期間二ケ年

地方公務員共済組合法案
地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

国家公務員の退職年金制度が恩給制度から共済制度に切り替えられたのに伴い、地方公務員についても国家公務員に準じて統一的な共済組合制度を設け、これに長期給付のほか、短期給付及び福祉事業を行なわせようとするものであり、また、同法の施行に伴い、長期給付に関する経過措置を定めようとするものである。

なお、本法において、国家公務員共済組合法の適用を受けていた地方公務員もすべて本法の適用を受けることとした。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

本法案は、第三十八国会で審査未了となり第三十九国会に衆議院議員自由民主党内田常雄君他十二名より再提出され今国会に継続審査となつたものであり、旧金鵄勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ老令者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として、本法施行日において生存する旧金鵄勲章年金受給者にして満六十才に達しておる者及び本法施行後満六十才に達する者に対し金七万円の一時金を支給しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

本法律案はＩＬＯ第八十七号条約の批准に伴う一連の関係国内法整備のための改正法案の一つであつて、その内容は、第三十四国会及び第三十八国会に提案され審査未了となつた同名の法律案と全く同趣旨のものであるが、ただ附則において事務的な面での若干の相違が見られる。

（附）

第三十九回（臨時）国会継続

第一、国政調査

1. 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

月日	議題及び主なる内容	政府側出席者
昭三六・一二・八	○ 恩給について 三十八国会での附帯決議に対する政府の検討状況、仮定俸給額のベースアップ、戦没未亡人の処遇の改善、沖縄における戦地加算、六十才の年令制限等 ○ 暫定手当について――その勧告の時期 ○ 特種勤務手当について ○ 寒冷地手当、薪炭手当について――その勧告の時期―― ○ 旅費法の改正について	八巻恩給局長 入江人事院総裁 滝本給与局長 平井大蔵省給与課長

2. 国の防衛に関する調査

月日	議題及び主なる内容	政府側出席者
昭三六・一二・八	○ 大田大泉米軍飛行場返還問題について 返還の見通し、代替候補地、基地問題閣僚懇談会等	藤枝防塡庁長官 林　調達庁長官

○　第二次防衛計画の遂行と本年十月に実施された防衛庁職員の給与改定との関連について

○　防衛庁の省昇格問題について

○　北富富士米軍演習場問題について

○　林野雑産物補償の適正化、地元の協議会等